

# 英国におけるチャリティセクターの最新動向

公益財団法人公益法人協会

助成協力:公益財団法人上廣倫理財団

2024年11月1日

## 目次

---

はじめに	4
1. 調査の背景と目的	5
2. 英国のチャリティセクター	7
3. チャリティにおける収益事業 <sup>12</sup> の要件とその運営に関する法的枠組	9
3.1 チャリティの収益事業における主要な要件 (9)	
3.2 事業内容の変更と柔軟性 (10)	
3.3 チャリティの収益事業における主要な要件 (10)	
3.4 収益事業の課題と展望 (11)	
4. チャリティにおける使途不指定の積立金の重要性と管理方針	12
4.1 リザーブの意義と基本的な考え方 (12)	
4.2 リザーブ管理の法的義務と条件	
4.3 リザーブの取り扱いに関するチャリティ委員会のガイダンス (12)	
4.4 リザーブの役割とガバナンス (13)	
4.5 リザーブの柔軟性と課題 (13)	
4.6 チャリティが直面するリザーブ管理の困難 (14)	
4.7 リザーブ不足のリスク (14)	
4.8 結論 (14)	
5. チャリティに対する規制の在り方	15
5.1 チャリティ規制の柔軟性と比例原則の意義 (15)	
5.2 チャリティ委員会による規制の概要とその役割 (18)	
5.3 チャリティ委員会の規制戦略とその効果 (19)	
6. 英国におけるチャリティの成長と政府の支援	22
6.1 チャリティセクターの成長を支える3つの柱 (22)	
6.2 政府の直接的な介入 (23)	
6.3 パートナーシップの推進 (23)	
6.4 小規模チャリティと大規模チャリティ (23)	
6.5 政府支援の意義とチャリティの社会的インフラとしての役割 (24)	
7. 規制当局による情報公開の推進とその影響	25
7.1 情報公開の重要性 (25)	
7.2 CEO報酬と理事会データの公開 (25)	
7.3 情報公開の影響とチャリティセクターへの貢献 (25)	
7.4 チャリティ委員会による情報公開の推進とその効果 (26)	
8. 2022年チャリティ法の課題と今後の計画	27
8.1 財務基準値の見直しの必要性 (27)	

8.2	法的枠組みの現状と将来 (27)	
8.3	今後の法改正に向けた計画 (27)	
8.4	2022年チャリティ法の課題と今後の展望 (28)	
<b>9.</b>	<b>CLGチャリティの二重規制の現状</b>	<b>29</b>
9.1	現在のCLGチャリティの二重規制の現状 (29)	
9.2	公益信託の規制の現状 (29)	
9.3	チャリティ法に基づく小規模法人対策 (30)	
9.4	会社法に基づく小規模法人対策 (30)	
<b>10.</b>	<b>公益信託の現状</b>	<b>31</b>
10.1	公益信託について (31)	
10.2	公益信託からCIOへの転換の推奨 (31)	
10.3	CIOが受託者になれない理由 (32)	
10.4	CIOへの転換プロセス (32)	
10.5	公益信託の現状とその数値的把握に関する課題 (33)	
10.6	公益信託におけるGift Aidのメリット (33)	
10.7	公益信託の今後の展望 (34)	
<b>11.</b>	<b>第一審裁判所・チャリティ部門の役割と機能</b>	<b>35</b>
11.1	第一審裁判所・チャリティ部門の設置背景 (35)	
11.2	手続きの簡素化と支援体制 (35)	
11.3	コスト中立の原則と公平な法的環境の提供 (35)	
11.4	トリビュナルの機能と有効性 (36)	
11.5	第一審裁判所・チャリティ部門の将来的展望 (36)	
<b>12.</b>	<b>COVID-19パンデミックとインフレの影響によるチャリティセクターの変遷</b>	<b>37</b>
12.1	パンデミックによる影響の概要 (37)	
12.2	資金調達の課題とデジタル技術の導入 (37)	
12.3	チャリティ数の変遷 (37)	
12.4	チャリティセクターの将来展望 (38)	
<b>13.</b>	<b>社会的企業の最新動向</b>	<b>39</b>
13.1	英国における社会的企業の成長とその特徴 (39)	
13.2	社会的企業における法人形態の多様化とCICの普及 (39)	
13.3	コミュニティ利益会社(CIC)の成長 (39)	
13.4	保証型CICと株式型CICの違い (40)	
13.5	CICの規制と制約 (40)	
13.6	社会的企業の発展におけるCICの役割 (41)	
13.7	協同組合の透明性向上の必要性 (41)	
<b>14.</b>	<b>英国における中間支援団体の活動</b>	<b>42</b>
14.1	NCVOの概要と歴史 (42)	

14.2	チャリティの現状と課題 (42)	
14.3	COVID-19 パンデミックとインフレの影響 (42)	
14.4	小規模チャリティの支援体制 (43)	
14.5	情報公開と透明性の確保 (44)	
14.6	中間支援団体としての政策提言 (44)	
14.7	デジタル技術の導入と内部体制の強化 (44)	
14.8	小規模チャリティにおける比例原則の重要性 (44)	
14.9	結論 (44)	
<b>15.</b>	<b>日本の公益法人制度改革への示唆</b>	<b>46</b>
15.1	規制の柔軟性と情報公開の効果 (46)	
15.2	小規模チャリティへの配慮と比例原則 (46)	
15.3	デジタル技術の活用と政府の支援 (47)	
15.4	公益法人の持続可能性を支えるリザーブ管理の柔軟化に向けて (47)	
15.4	最後に (47)	
	<b>[別紙1]</b>	
1.	チャリティの手続き内容	50
2.	チャリティ委員会の登録簿(The Register)の内容	51
3.	チャリティ登録申請	51
4.	免税登録申請	58
5.	年次申告	61
6.	年次報告書の内容	64
7.	変更申請	64
	<b>[別紙2]</b>	
CC19	チャリティ・リザーブ:回復力の構築	66

## はじめに

---

本報告書は、2024年6月に実施された英国ロンドンでの調査結果を基に、英国のチャリティセクターに関する最新動向と規制の実態をまとめたものである。本調査は、公益法人制度改革の参考資料として、チャリティ委員会や全国ボランティア組織協議会(NCVO)など、英国の主要なチャリティ関連機関を訪問し、現地でのヒアリングを通じて得られた情報に基づいている。

まず、英国のチャリティセクターの現状について、社会的企業であるコミュニティ利益会社(CIC)の発展が顕著であることが確認された。CICは法人格を持ち、社会的利益を追求する企業形態として、2005年の制度創設以降、順調に成長しており、2023年3月時点での登録数は28,878に達している。CICは、社会的ミッションを持ちながらも経営者や理事が給与を受け取ることが可能であり、その柔軟な運営が多くの上社会的企業家にとって魅力的な選択肢となっている。

次に、チャリティの収益事業については、チャリティが公益目的に合致する収益事業を実施し、その収益を非課税で運用することが可能であるという点が強調されている。特に、チャリティ委員会への報告義務を遵守しつつ、適切に管理されている収益事業は、チャリティ活動の持続可能性を支える重要な要素となっている。

さらに、使途不指定の積立金(リザーブ)の保有について、チャリティが予測されるリスクに備え、財務的安定性を確保するためにリザーブを保有することの重要性が指摘されている。COVID-19パンデミックやインフレの影響により、多くのチャリティがリザーブを使い果たした事例もあったが、適切なりザーブ・ポリシーを策定し、透明性を確保することで、チャリティの持続的な活動が可能になる。

チャリティ委員会による規制については、限られたリソースの中で、情報公開と一般社会によるモニタリングが効果的に機能しており、厳しい規制を設けなくても不正行為の抑止が実現されている点が特筆される。特に、比例原則に基づく規制アプローチは、小規模チャリティに対する負担を軽減する上で重要な役割を果たしており、これによりチャリティ活動の継続が支援されている。また、情報公開と社会的モニタリングが、全体の透明性と説明責任を確保する上で重要な役割を果たしており、厳しい規制を設けなくても不正行為の抑止が実現されている現状が確認されており、このことは、民による公益の増進の実現に繋がっていることが把握できた。また、COVID-19パンデミックやインフレによる経済的影響を受けながらも、チャリティセクターがデジタル技術の活用や政府の支援により回復している現状が確認された。

### <謝辞>

本調査プロジェクトは、公益財団法人上廣倫理財団からの助成金により実施されました。本プロジェクトの遂行にあたり、同財団からのご支援に心より感謝申し上げます。この助成金により、英国のチャリティセクターに関する詳細な調査と分析を行うことができました。

2024年11月  
公益財団法人公益法人協会  
調査部主任 白石喜春

## 1. 調査の背景と目的

---

英国におけるチャリティ活動の歴史は、1558年の貧民救済法(Poor Relief Act of 1558)に端を発し、1601年のチャリティ法(Charities Act)によってその法的根拠が明確化されたことに始まる。これらの法整備を経て、1908年にチャリティ委員会(Charity Commission for England and Wales)が設立され、同機関はチャリティ活動の透明性および信頼性の向上を担う中心的な存在となった。

今日に至るまで、チャリティ活動は英国文化に不可欠な要素として社会に定着し、社会的課題の解決において欠かせない役割を果たしている。また、近年においてはその活動の多様化が顕著であり、特定の地域コミュニティにおける支援から国際的な援助活動に至るまで、多岐にわたる活動領域を展開している。このような活動の広範な展開に伴い、チャリティを取り巻く法的および制度的な環境は一層複雑化しており、これに対して適切なガバナンスの確保と透明性の維持が、今後の重要な課題として認識されている。

本稿は、2024年6月17日から22日にかけて実施した英国ロンドンにおける調査結果を取りまとめたものである。本調査の目的は、英国におけるチャリティセクターの最新動向およびその規制に関する知見を深めるとともに、現在進行中の公益法人制度改革に資する情報を収集することである。具体的には、以下の方々への訪問とヒアリングを行った。

### <調査日程>

#### 6月18日(火)

- 13:00-14:30 ソーシャル・エンタープライズ UK  
場所: 15 Dock St, London, UK  
先方: ・Dan Gregory 氏 (Associate Director)
- 15:00-17:00 文化・メディア・スポーツ省市民社会局  
場所: Parliament Street, Whitehall, City of Westminster, London, UK  
先方: ・Ben Harrison 氏 (Head of Charity Law and Regulation)

#### 6月19日(水)

- 10:30-12:00 ロンドン大学(School of Oriental and African Studies)  
場所: University of London, 10 Thornhaugh Street, Russell Square, London, UK  
先方: ・Jan Toporowski 氏 (Professor of Economics and Finance, Board member of London Medical Orchestra<sup>1</sup>)
- 13:30-14:30 チャリティ委員会ロンドン支部  
場所: 102 Petty France, London, UK  
先方: ・Tim Hopkins 氏 (Assistant Director of Investigations and Inquiries)  
・Kate Goodchild 氏 (EA to Helen Stephenson)
- 16:00-17:30 ミシュコン・デ・レーヤ法律事務所<sup>2</sup>  
場所: Africa House, 70 Kingsway, London, UK  
先方: ・Aarti Thakor 氏 (弁護士、元チャリティ委員会 Director of Legal and

Accounting services)<sup>3</sup>

・Chris Willis Pickup 氏(弁護士、元チャリティ委員会 Senior Lawyer)

6月20日(木)

10:30-12:00

全国ボランティア組織協議会(NCVO)<sup>4</sup>

場所: Regents Wharf, 8 All Saints St, London

先方: ・Sarah Elliott 氏(CEO)<sup>5</sup>

13:00-14:30

全国ボランティア組織協議会(NCVO)

場所: Regents Wharf, 8 All Saints St, London

先方: ・Lee Robinson 氏(Insights Lead)

15:00-16:30

チャリティ委員会リバプール本部(オンライン)

場所: オンライン

対応: ・Holly Riley 氏(Head of Strategic Policy)<sup>6</sup>

・Kim Andrews 氏(Senior Accountants)<sup>7</sup>

17:30-18:30

ミシュコン・デ・レーヤ法律事務所

場所: Africa House, 70 Kingsway, London, UK

先方: ・Aarti Thakor 氏(弁護士、元チャリティ委員会 Director of Legal and Accounting services)



文化・メディア・スポーツ省市民社会局(6月18日)

## 2. 英国のチャリティセクター

英国におけるチャリティ団体の法的環境は、会社法(Companies Act)に基づいて設立される有限責任保証会社(Company Limited by Guarantee: CLG)<sup>8</sup>、法人格を有さない任意団体(Unincorporated Association)、および特定の目的のために財産を管理・運営する信託(Trust)といった多様な主体が、チャリティ委員会の認証を受けることによって公益目的に転用される仕組みが整備されている(石村, 2015)。これらの法人形態に加え、2011年には従来の営利法人等を転用する形態とは異なり、独立した公益法人格として、チャリティ法人(Charitable Incorporated Organisations: CIO)の新たな法人類型が導入された。

CIOは、チャリティ活動を目的とした法人格として特化して設計されており、会社法に基づく二重規制の解消や、メンバー個人が法的責任を負わない点など、多くの利点を有している。このため、CIOはチャリティにおいて高い人気を博しており、2024年8月5日時点において、チャリティ委員会に登録されている全チャリティ170,367団体<sup>9</sup>のうち、36,955団体<sup>10</sup>がCIOとして登録されている。このことから、CIOは英国におけるチャリティ法人の中で主要な法人類型となりつつあることが窺える。

ただし、年間収入が5,000ポンド未満のチャリティについては、チャリティ委員会への登録義務が課されていないため、これらの小規模チャリティは公式統計に含まれていない。このため、実際のチャリティ総数は公式に報告されている数値を上回ると推定される。2024年2月時点におけるチャリティの収入規模別の法人数は表1に示す通り

表1 イングランド・ウェールズの収入規模別のチャリティ数

Income band	法人数	割合(%)
£5千未満	57,599	33.9
£5千~£1万	16,975	10.0
£1万~£2.5万	26,161	15.4
£2.5万~£25万	47,516	28.0
£25万~£50万	8,111	4.8
£50万~£100万	5,088	3.0
£100万以上	8,416	4.9
合計	169,866	100.0

Charity Commission: Charity by income band-7 Feb. 2024

であり、年間収入が5,000ポンド未満のチャリティが全体の34%を占めている。しかし、未登録の小規模チャリティも考慮に入れると、実際にはこの割合がさらに高くなることが予想される。

参考として、米国の501(c)(3)団体および日本の公益法人の収入規模別の法人数を表2および表3に示す。これらの表において、日本の公益法人では中規模法人の割合が最も高く、小規模法人の比率が他国と比較して低いことが確認される。これは、小規模法人が公益認定を取得する際に何らかのハードルが存在している可能性を示唆しており、制度上の制約や運営上の課題が影響していると考えられる。

CIOを含む全てのチャリティは、チャリティ委員会への登録申請と同時に、英国歳入関税庁(His Majesty's Revenue and Customs: HMRC)に対して免税申請を行うことが義務付けられている。チャリティ委員会とHMRCは相互に連携しており、通常、チャリティ委員会への登録が認められると、免税申請も自動的に承認される仕組みが採用されている。この制度により、全てのチャリティは所得税および法人税の免除、寄附に対する税優遇(Gift Aid)、遺産税の軽減、資産の寄附に対する税

優遇など、様々な税制上の優遇措置を享受できる。

一方、英国のチャリティセクターにおいては、Regulator of Community Interest Companies (CIC)<sup>11</sup>と呼ばれる法人形態も注目されている。CIC は、利益を公共の利益のために再投資することを義務付けられた社会的企業として設立されており、CIC 規制局 (Office of the Regulator of Community Interest Companies) の監督の下で運営されている。CIC は、ガバナンスの柔軟性、創設者による直接的な経営管理の維持、配当の上限設定などの特徴を有しており、特に社会的起業家にとって魅力的な選択肢となっている。CIC の法人数は、誕生から増え続けており、現在の法人数は28,878である (Regulator of CIC 2023)。

以上のように、英国におけるチャリティ制度は、多様な組織形態を有するチャリティ活動を支援するために設計されており、特に CIO および CIC の導入は、チャリティおよび社会的企業のための適切な法人格を提供する重要な制度的進展と位置付けられる。これらの制度的枠組みは、チャリティおよび社会的企業がその社会的使命を達成する上で、より柔軟かつ持続可能な運営を可能とするものであり、今後の制度運営においても引き続き注目されるべき課題である。

表2 米国の 501(c)(3)法人の状況

Form 990	法人数	割合(%)
Form 990-N 総収入額5万ドル未満	1,061,513	72.3
Form 990-EZ 総収入額 20 万ドル未満かつ総資産 50 万ドル未満	85,715	5.8
Form 990 総収入額 20 万ドル以上かつ総資産 50 万ドル以上	218,516	14.9
Form990PF	103,299	7.0
合計	1,469,043	100.0

IRS: Nonprofit Charitable and Other Tax-Exempt Organizations, Tax Year 2019 より作成  
<https://www.irs.gov/pub/irs-pdf/p5331.pdf>

表3 収入規模別の公益法人数

Income band	法人数	割合(%)
1 千万円未満	1,649	17.2
1 千万～5 千万円	2,729	28.4
5 千万～5 億円	3,780	39.4
5 億～100 億円	1,379	14.4
100 億以上	68	0.7
合計	9,605	100.0

公益法人総数は 9,673 であるが、合計値が異なるのは 68 法人が無回答のため。  
 令和 3 年「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」より作成

### 3. チャリティにおける収益事業<sup>12</sup>の要件とその運営に関する法的枠組

---

英国において、チャリティは公益目的を達成するための資金調達手段として、各種イベントの開催や特定の製品およびサービスの販売などを通じた収益事業 (commercial activities) の実施が認められている。これらの収益事業によって得られる収入は、通常の事業所得に課される税が免除される (いわゆる公益目的事業非課税) ことから、得られた利益を公益目的の達成に再投資することが可能となり、チャリティの持続的な活動基盤を支える重要な要素となっている。

#### 3.1 チャリティの収益事業における主要な要件

チャリティが収益事業を実施するにあたっては、以下の 3 つの主要な要件を満たすことが求められる。

##### 3.1.1 チャリティの設立目的に適合していること

チャリティが行う収益事業は、チャリティの設立目的に合致し、その目的の達成を推進するものでなければならない。たとえば、ホームレス支援を目的とするチャリティが、政府からの委託を受けてホームレス支援サービスを提供する場合、これはチャリティの設立目的に完全に適合していると見なされ、合法的に運営が可能である。また、リサイクル紙を生産する事業において、雇用機会の提供を通じて社会的貢献を行い、これを販売することも、チャリティの設立目的に沿う限り許容される。したがって、チャリティの目的と合致している限り、収益事業の自由な実施およびその利益の非課税措置が認められる。

一方、チャリティの設立目的に適合しない収益事業を行う場合は、チャリティは子会社 (営利法人や社会的企業など) を設立し、そこで生じた収益をチャリティの目的に沿って再投資することが求められる。

##### 3.1.2 税法やその他の法律・規制の遵守

チャリティが収益事業を行う際には、チャリティ法や税法のみならず、有限責任保証会社 (Company Limited by Guarantee: CLG) であれば会社法 (Companies Act 2006)、公益信託 (Trust) であれば 2000 年信託法 (Trustee Act 2000) といった関連法規を遵守する必要がある。収益事業がチャリティの設立目的に適合していない場合、その収益は課税対象となる可能性があるため、法的適合性の確認が不可欠である。

##### 3.1.3 年次報告書での報告義務

全てのチャリティは、収益事業に関する情報を年次報告書に記載し、年間収入 25,000 ポンド以上のチャリティの場合は、その年次報告書をチャリティ委員会 (Charity Commission) に提出する義務を負う。この報告を通じて、チャリティの活動が設立目的に沿っているかが検証され、透明性および説明責任が担保される。特に、収益が適切に公益目的に再投資されているかどうかは重要視されており、支援者や規制当局の信頼を維持する上で不可欠な手続きといえる。

### 3.2 事業内容の変更と柔軟性

収益事業がチャリティの設立目的に合致している限り、事業内容の変更や追加を行う際に事前の認可は不要であり、年次報告での事後的報告のみが求められる。この柔軟性は、事業単位で認定を行う日本の制度とは大きく異なり、英国においてはチャリティの設立目的に基づいた認定が行われるため、設立目的の変更がない限り、新規事業や既存事業の変更は容易に行える。

また、チャリティが行う各種事業は、行政や営利企業の補完的な役割に限定されることなく、チャリティが設立目的に合致した事業である限り自由に展開でき、たとえその事業内容が他のセクターと競合する場合でも、これを規制する法律は存在せず、課題として取り上げられることもない。

例えば、チャリティが設立目的に基づく活動を通じて収益を上げている場合、他の営利企業と競合すること自体は問題とならない。これは、チャリティが特有の規制(営利企業には適用されない規制)を受け一方で、高い税制上の優遇措置を享受しているという制度上のバランスに基づくものである。この関係性により、チャリティの登録や活動において営利企業との公平性の観点を持ち込む必要はないという考え方が根底にある。

また、公益や社会サービスをより広範に展開することを目指す観点から、営利企業が既に行っている事業であることを理由に、チャリティがその事業を提供できないとする制限は、公益や社会サービスの普及を妨げる可能性がある。このような制約を設けることは、公益や社会サービスを全国的に広げるといった理念に反するとの指摘がある。

以上のような考えに基づき、英国ではチャリティが市場においても積極的に活動を展開することが認められている。この仕組みは、チャリティが設立目的に基づき社会的価値を提供しつつ、持続可能な形で活動を行うことを可能にしている。

### 3.3 チャリティの収益事業における主要な要件

チャリティが収益事業を実施する際、すべての事業は年次報告において記録されるが、もしその事業が設立目的に適合していないことが発覚した場合、チャリティ委員会は以下の基準に基づいて調査を行う。

- ・その違反が意図的か、無謀か、または単に無知によるものか
- ・違反の程度および頻度
- ・その違反がチャリティおよびセクター全体に与える影響の大きさ

これらの要因を踏まえた上で、チャリティ委員会は以下の対応を行うことができる。

- ・軽微な違反の場合:規制上のアドバイスまたは公式の警告を発する。
- ・中程度の違反の場合:行動計画の作成を指示し、必要に応じて理事の違反行為により支出された資金を回収するよう求める。
- ・重大な違反の場合:理事の解任および資格の失効を命じ、場合によってはチャリティの解散を検討する。また、裁判所を通じて理事個人から直接資金を回収することもあり得る。

チャリティの解散措置は、違反の内容が極めて深刻かつ広範囲に及び、さらに悪意を伴い、公衆

の信頼を著しく損ねた結果、当該チャリティの適正な状態への復元が不可能である場合に限り、チャリティ委員会によって検討される。この措置を講ずるにあたっては、特定の法的要件を満たすことが求められる。なお、過去において、これらの条件を満たした事例は存在せず、チャリティ活動以外の問題に対して当該措置が適用された事例も極めて限定的である。しかしながら、解散措置はあくまで法的選択肢の一つに過ぎないことを留意すべきである。

また、チャリティ委員会は、税務上の取扱いについて英国歳入関税庁 (His Majesty's Revenue and Customs: HMRC) と連携しているが、当該活動が非チャリティ活動として課税対象となるか否かの最終的な判断は HMRC の権限に依拠する。したがって、チャリティ委員会はその判断過程において税務当局との協議を重ねるものの、課税の可否については直接的な決定権を有さない。

### 3.4 収益事業の課題と展望

収益事業を行うチャリティにとって、法令遵守と透明性の確保を前提としつつ、持続可能な財務基盤を維持することは不可欠である。定期的に収益事業の公益目的との適合性を評価し、その結果に基づいて事業内容の見直しや改善を行うことにより、社会的ミッションの達成を図ることが求められる。また、適切なリザーブ(積立金)の保有も、財務的安定性を確保し、将来のリスクに対する備えとして重要な役割を果たす。このようなガバナンスと財務管理を通じて、チャリティは社会に対して持続的に貢献し続けることが可能となる。

※Dan Gregory 氏、Holly Riley 氏、Kim Andrews 氏に対するヒアリングより

## 4. チャリティにおける使途不指定の積立金の重要性と管理方針

---

### 4.1 リザーブの意義と基本的な考え方

英国におけるチャリティ団体は、公益目的の達成を支援するために、積立金(リザーブ、unrestricted reserves)を保有することが認められている。このリザーブは、特定のプロジェクトや事業活動に制約されることなく、チャリティが自由に使用できる資金として定義され、主として財務上のリスクを緩和し、組織の長期的な計画の実行を可能とする財務的手段である(Charity Commission, 2015)。リザーブの保有は、チャリティの持続可能な運営を支える基盤を形成し、予期せぬ支出や収入の減少に対する備えとしても機能するため、その適切な管理と計画的な運用が不可欠とされている。

チャリティのリザーブに関する管理方針およびその運用に関しては、チャリティ委員会が提供するガイダンス(CC19)において詳細が規定されており(別紙2参照)、各チャリティはこれに基づいて、リザーブの使途、適切な保有額、ならびにその保有期間について自律的に判断することが求められている。ガイダンスでは、リザーブの過剰な保有は、寄附者および支援者に対する説明責任を果たせない可能性がある一方で、不十分なリザーブはチャリティの持続可能性を危険にさらすリスクがあるため、各チャリティはその設立目的、活動規模、及び財務状況を考慮したバランスの取れたリザーブ・ポリシーを策定することが推奨されている。

このように、リザーブはチャリティの財務的安定性および組織的柔軟性を確保するための重要な財務戦略であり、チャリティが外的環境の変化に対応しつつ、長期的にその公益目的を達成するために不可欠な要素と位置づけられている。したがって、リザーブの適切な管理と計画的な運用は、チャリティの効果的なガバナンスの一環として、持続的な公益活動を維持するために極めて重要であるといえる。

### 4.2 リザーブ管理の法的義務と条件

チャリティがリザーブを保有する際には、規制当局の指導に従い、特定の義務および条件を遵守する必要がある。まず、リザーブの保有には、各チャリティの目的および活動に関連した合理的な理由が必要とされ、その理由は理事会によって明確化されなければならない。加えて、リザーブ・ポリシーを策定し、年次報告書や財務報告書において透明性を確保することが義務付けられている。リザーブ・ポリシーには、主にリザーブの目標額、リザーブの使用条件、定期的な見直しのスケジュールなどが含まれるべきとしている。

リザーブ・ポリシーの策定と公開は、支援者および規制当局に対する信頼性を維持する上で不可欠であり、これにより、リザーブの適切な管理と、公益目的達成への貢献が確実に行われていることを証明することができる。

### 4.3 リザーブの取り扱いに関するチャリティ委員会のガイダンス

チャリティ委員会は、リザーブの取り扱いに関して具体的なガイダンス(CC19)を提供しており、各

チャリティに対して、受け取った資金を合理的な期間内に公益活動に転用することを求めている。このガイドンスでは、リザーブの保有額や保有期間について、具体的な基準を設けていない。これは、チャリティの性格や活動内容が多様であるため、一律の基準が各チャリティの状況に適合しないという理由によるものである。そのため、リザーブの額や保有期間は理事会が決定することであり、チャリティ委員会が個別に指示することはない。

例えば、事務所や施設を保有するチャリティの場合、家賃や光熱費の支払いに備えるために、より多額のリザーブを保有することが合理的とされる。一方、投資収入を得ている助成財団では、通常の運営資金を賄うためのリザーブが不要である場合も多い。このように、リザーブの適正な保有額は、各チャリティの状況や財務リスクに応じて個別に設定されるべきである。

#### 4.4 リザーブの役割とガバナンス

リザーブの保有は、チャリティのリスク管理とガバナンスにおいて重要な要素であり、適切な額を設定することが求められる。特に、突発的な経済的ショックやパンデミックのような未曾有の事態において、リザーブはチャリティの財務的安定性を維持するためのセーフティネットとして機能する。そのため、チャリティ委員会は、6ヶ月分程度またはそれ以上の運営費をリザーブとして確保することを推奨している。これにより、スタッフの解雇や業務の調整、さらには団体の解散といった事態に直面した場合でも、秩序立てた対応が可能となる。

COVID-19の影響により、多くのチャリティがリザーブを取り崩し、財務的な困難に直面したが、現在はリザーブ額の回復が進みつつある。しかし、高インフレや資金調達の困難さにより、多くの団体が引き続き厳しい状況に置かれている。チャリティ委員会としては、各団体がリザーブ・ポリシーを策定し、必要な時に公益活動を継続できるよう、適切なリザーブを保有することを奨励している。

#### 4.5 リザーブの柔軟性と課題

チャリティ法は、各団体が柔軟にリザーブを運用できるように設計されており、特定のプロジェクトや目的のためにリザーブを保有することも可能である。例えば、「新事務所の購入」や「サービスの拡大のための資金調達」といった特定の目的に基づいて、長期的なリザーブ計画を策定することが許容されている。

しかし、問題となるのは、チャリティが資金を過度に蓄積し、公益目的に使用しないケースである。この場合、チャリティ委員会はリザーブの状況を調査し、個別に対応することがあるが、そのような措置は非常に稀である。

リザーブは、チャリティを経済的危機や外部環境の変動から保護するための重要な財産であり、これがあることで、委託契約の喪失や収入源の枯渇といった状況に対しても、適切な規模の事業調整や資金調達の猶予を得ることが可能となる。したがって、リザーブの保有は、危機的状況において計画的かつ効果的に対応するための重要な手段であり、チャリティおよびその公益サービスを守るための基盤である。

#### 4.6 チャリティが直面するリザーブ管理の困難

すべてのチャリティが理想的なリザーブを保有できるわけではない。特に、寄附者が少なく、資金調達が困難なチャリティの場合、6ヶ月以上の運営費をリザーブとして確保することは容易ではない。リザーブを増やすには時間がかかり、その間に発生する財務リスクに対する十分な備えを持つことが困難な場合もある。これらの団体においては、理事会がリザーブの額や使用方針を適切に管理し、定期的に見直すことが重要である。

#### 4.7 リザーブ不足のリスク

リザーブが不足している場合、チャリティは予期せぬ支出や経済的な衝撃に対応する余裕を失い、結果として公益目的を達成できないリスクがある。これは、チャリティにとって致命的な問題であり、リザーブの適切な保有は、社会サービスを守り、チャリティ活動を持続可能にするために不可欠な要素となる。したがって、リザーブの保有は、チャリティの長期的な存続とその使命達成を確実にするための重要な戦略的手段といえる。

#### 4.8 結論

英国のチャリティにおけるリザーブ管理は、公益目的達成のための財務的基盤を確保するための重要な手段である。リザーブの管理においては、柔軟性を持ちながらも、透明性とガバナンスを維持することが求められ、理事会が主体的にその運用を担う必要がある。また、チャリティ委員会のガイダンス(CC19)を参考にしながら、各団体の特性に応じた適正なリザーブの運用を実現することが、持続可能な公益活動の提供に寄与するといえる。

※Ben Harrison 氏、Holly Riley 氏、Kim Andrews 氏に対するヒアリングより

## 5. チャリティに対する規制の在り方

---

### 5.1 チャリティ規制の柔軟性と比例原則の意義

英国政府は、チャリティの独立性を重要視し、多様なチャリティが社会にもたらす利益とその意義を深く理解している。チャリティはそれぞれ独自の使命や目的を有しており、これらの活動を通じて社会に対して多様な形での貢献を行っていることから、これらの団体が自律的かつ効果的に活動を遂行できるよう、その独立性を尊重することが不可欠である。このため、英国政府は、チャリティ団体の独立性を維持しつつ、社会的責任を果たし得るよう、適切かつバランスの取れた規制を施行することを基本方針としている。

特に、小規模チャリティに対して過度に厳格な規制を適用することは、その活動を制約し、ひいては社会的利益の減少を招く可能性があるとの認識が広く共有されている。この点に鑑み、英国政府は小規模チャリティに対する規制を緩和し、柔軟な規制アプローチを採用することにより、これらの団体が本来の目的達成に向けて十分に活動できる環境を整えているといえる。すなわち、規制を緩やかにすることで、規制負担の軽減を図りつつ、チャリティ団体がその社会的役割を発揮し続けることを促進しているのである。

このような政策方針は、チャリティ団体の独立性とその社会的貢献を両立させるためのものであり、同時に、社会全体の利益を最大化するための効果的な規制体系を構築することを目的としている。したがって、英国のチャリティ規制は、団体の規模や活動内容に応じた柔軟な対応を取ることで、各チャリティがその社会的使命を果たすための支援を行うと同時に、その独立性を確保することを目指している。

#### 5.1.1 寛容な規制と税制優遇措置

英国のチャリティ規制は、チャリティが社会において柔軟かつ持続的に活動できるようにするため、比較的緩やかであり、税制優遇措置を活用しながらも厳しい規制を嫌う団体がほとんど存在しない。この規制環境が、小規模チャリティの運営を容易にし、チャリティが長期的に地域社会に貢献できる土壌を整える要因の一つとなっている。

具体的には、チャリティは所得税や法人税の免除、寄附に対する税制優遇措置(Gift Aid)など、税制上の多様な恩恵を享受しつつ、過度な規制に縛られることなく事業活動を展開することが可能である。とりわけ、寄附に対する税制優遇措置に関しては、寄附者が納税者である場合、寄附額の基本税率(25%)に相当する金額をチャリティが政府から受け取ることができる仕組みとなっており、チャリティ委員会に登録されている全てのチャリティおよび公益法人(CIO)等がこれを活用することができる。このような制度設計は、チャリティ団体が社会的使命を果たす上での財政的基盤を強化すると同時に、地域社会に対する持続的な貢献を支える重要な要素となっている。

#### 5.1.2 比例原則(Proportionality Principle)の導入

英国におけるチャリティ規制の根幹には、比例原則(Proportionality Principle)が据えられており、

特に小規模チャリティに対する規制順守の負担軽減措置が重要な役割を果たしている。この原則に基づく規制枠組みは、規制順守に要するコストが各チャリティの規模に対して不均衡である場合、当該チャリティが過剰な負担を強いられないよう配慮されている点に特徴がある。具体的には、Charitable Incorporated Organisation (CIO)を除く小規模チャリティに対して、年次申告書や活動報告書の提出義務が免除される場合があることが、この負担軽減措置の一例として挙げられる。

例えば、規制順守のための費用が 10 ポンドであると仮定した場合、年間収入が 15 ポンドの小規模チャリティにとって、これは総収入の約 3 分の 2 を占め、結果として公益目的に充てられるべき資金が大幅に減少することとなる。一方、年間収入が 1,000 ポンドのチャリティにとっては、同様の規制順守費用は総収入のごく一部に過ぎず、公益活動への影響はわずかである。このことから明らかのように、規制順守の負担は、チャリティの規模に比例する形で設計されるべきであり、そのため英国における規制制度では、各団体の規模や特性に応じた柔軟な規制アプローチが採用されている。

このようなアプローチは、規制の画一的適用による小規模団体への過剰な負担を軽減し、チャリティが本来の社会的使命を果たす上での持続可能な運営を確保することを目的としている。比例原則の実践により、英国のチャリティ制度は、小規模チャリティを含む幅広い団体がその目的達成に向けた活動を安定的に展開できる環境を整備しているといえる。

### 5.1.3 チャリティの規制枠組みと規模別報告義務

チャリティに関する規制は、前述のとおり比例原則に基づいており、団体の規模や形態に応じて異なる要件が課されている。任意団体 (Unincorporated Association) として設立されたチャリティの場合、設立時にはチャリティ委員会 (Charity Commission) への電子登録申請と、歳入関税局 (HM Revenue & Customs) への免税登録が義務付けられている (表 4)。ただし、年間総収入が £ 5,000 未満のチャリティにおいては、電子登録申請は任意とされており、法的な義務ではない。

定期報告の義務については、すべてのチャリティが法人規模に関係なく、ウェブ上での団体基本情報の更新を行う必要がある (表 5)。また、年間総収入が £ 10,000 未満の団体は年次申告書の提出義務が免除されており、収入規模の増加に伴い報告内容の詳細度も高まる仕組みとなっている。年次報告書の作成義務は、年間総収入が £ 250,000 未満のチャリティに対しては簡易的な様式の報告書が求められ、これを超える場合にはより詳細な報告書を作成する必要がある。さらに、年次報告書の提出義務は年間総収入が £ 25,000 以上のチャリティに課されており、該当団体は外部精査 (external scrutiny) を受けることが求められる。特に、年間収入が £ 1,000,000 を超える場合には、監査手続の実施が必要となる。

会計基準に関しても、団体の年間総収入によって適用される基準が異なる。年間総収入が £ 250,000 以上のチャリティは、発生主義会計 (accrual basis of accounting) を採用し、内容は会計実務原則 (The Statement of Recommended Practice—Accounting and Reporting by Charities: SORP) に準拠することが義務付けられている。SORP は、チャリティや不動産業などの特定の分野や業界に適用される会計基準を定める指針である。一方、年間総収入が £ 250,000 未満のチャリティは、発生主義会計または現金主義会計 (receipts and payment) のいずれかを選択することが可能である。比例原則の詳細

および設立登録、定期報告の内容については別紙2を参照されたい。

このように、チャリティの規制枠組みは、団体の規模や収入に応じて多段階に設計されており、適用される会計基準や報告義務が異なる点が特徴である。これにより、小規模なチャリティに過度な負担をかけることなく、団体の透明性と信頼性を確保する仕組みが構築されている。さらに、適切な報告体制の整備を通じて、チャリティ活動の実態を明確化し、社会的信頼を高めることを目指しているといえる。今後、規制のさらなる発展に向けては、団体規模の多様化やデジタル化の進展を考慮した柔軟な枠組みの導入が求められるだろう。これにより、より多くのチャリティが社会的価値を発揮し、公益に寄与するための効果的な支援環境が整備されることが期待される。

表4 チャリティの登録手続きの内容

年間総収入(£)	電子登録申請	免税登録(HMRC)
£5 千未満	任意	○
£5 千～£1 万	○	○
£1 万～£2.5 万	○	○
£2.5 万～£25 万	○	○
£25 万～£100 万	○	○
£100 万以上	○	○

表5 チャリティの定期報告の内容

年間総収入 (£)	団体情報更新			年次申告書 <sup>1</sup>			年次報告作成		年次報告書(会計含む)			会計 基準 <sup>5</sup>
	CC	HMRC	CH <sup>2</sup>	A,B	C	D	小規模	大規模	提出	要精査 <sup>3</sup>	監査 <sup>4</sup>	
1 万未満	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	選択
1 万-2.5 万	○	○	-	○	-	-	○	-	-	-	-	選択
2.5 万-25 万	○	○	-	○	○	-	○	-	○	○	-	選択 <sup>6</sup>
25 万-50 万	○	○	-	○	○	-	○	-	○	○	-	SORP
50 万-100 万	○	○	-	○	○	○	-	○	○	○	-	SORP
100 万以上	○	○	-	○	○	○	-	○	○	-	○	SORP

<sup>1</sup>年次申告書は Part A～D で構成され、年間収入£1 万以下の法人は提出不要。£2.5 万未満の法人は Part A(年間収入、支出などの基本情報)のみの記入が必要で、£50 万以上の法人は Part D までのすべての項目への記入が必要。

<sup>2</sup>保証有限責任会社(CLG)形態によるチャリティの場合は、年間収入規模に関わらず法人規模会社登記局(Companies House:CH)への団体情報の更新登録が必要。

<sup>3</sup>要精査=要外部精査(external scrutiny required)

<sup>4</sup>年間収入£25 万以上でも総資産額が£326 万以上あれば監査の設置が必要。

<sup>5</sup>会計基準の「選択」は、現金主義会計(Receipts and payment)又は会計実務原則(SORP: The Statement of Recommended Practice=Accounting and Reporting by Charities)の選択が可能という意味。

<sup>6</sup>保証有限責任会社(CLG)形態によるチャリティで、年間総収入£2.5～25 万の場合は、会計実務原則(SORP)に則る必要がある。

#### 5.1.4 規制の柔軟性と社会的影響

英国におけるチャリティ規制においては、比例原則(Proportionality Principle)の導入により、小規模チャリティの運営に対する柔軟性が確保されている。この原則の適用は、小規模チャリティに対する規制負担を軽減し、これらのチャリティが設立目的に沿った活動を円滑に遂行できるようにすることを主眼としている。特に、過度に厳格な規制は、小規模団体の持続的な運営を困難にし、ひいては地域社会への貢献を阻害する可能性があることから、柔軟かつ現実的な規制アプローチが重要な役割を果たしている。

比例原則に基づく規制環境の整備は、各チャリティが自律的かつ効率的に公益目的を達成できるよう支援するため、規制当局と団体双方にとっての最適なバランスを図るものである。このような柔

軟性を備えた規制枠組みは、小規模チャリティが地域コミュニティに対して継続的に貢献し、社会全体の福祉向上に寄与することを可能にする。したがって、比例原則の適用は、チャリティセクター全体の活性化と、社会的影響の最大化に資する重要な施策であると位置付けられる。

### 5.1.5 英国政府の規制アプローチとその意義

英国政府は、チャリティ活動の促進と社会的価値の創出を支援するため、寛容かつ柔軟な規制アプローチを採用しており、その中心には比例原則が据えられている。このアプローチは、チャリティがその使命を遂行し、社会的課題に取り組み続けることができる環境を提供することを目的としている。また、柔軟性を持たせた規制により、チャリティが成長および発展を遂げる余地を確保し、各団体の持続可能な運営を支えるとともに、必要なガバナンスと透明性の維持を図っている。

この規制アプローチは、チャリティ活動の活性化を促進し、規制負担を最小限に抑えながら、社会全体における公益の実現を支えるものである。特に、柔軟な規制措置は、チャリティが自律的に運営方針を決定し、その活動を拡大していくことを可能とするため、社会的セクターの多様化と活性化を促進する要因となっている。結果として、英国のチャリティセクターは柔軟かつ効率的に運営されており、地域社会および国際社会に対する多様な公益活動が展開されている。このような規制の枠組みは、英国政府のチャリティ活動支援策として重要な役割を果たしており、チャリティ団体の独立性を維持しつつ、持続可能な社会的貢献を可能にする基盤を提供しているといえる。

## 5.2 チャリティ委員会による規制の概要とその役割

チャリティ委員会は、英国におけるチャリティセクターを監督し、その適正な運営を確保するための主要な規制機関である。チャリティ委員会の主たる役割は、チャリティの登録、年次報告の管理、およびチャリティ活動の透明性とガバナンスの維持にあり、チャリティの社会的信頼性を確保することを目的としている。

### 5.2.1 登録と年次報告の義務

英国でチャリティ活動を行うためには、チャリティ委員会への登録が必要とされており、特に年間収入が 5,000 ポンドを超える団体には登録義務が課されている。また、年次報告に関しては、チャリティの規模に応じた異なる要件が設定されている。具体的には、小規模チャリティに対しては外部精査(external scrutiny)や監査(audit)の義務が免除される一方で、年間収入が 25,000 ポンドを超える場合には外部精査が義務付けられ、1,000,000 ポンドを超える大規模チャリティには完全な監査が求められる。このような規制の設定は、チャリティの規模に応じた負担軽減を図りつつ、適切なガバナンスの維持を目的としている。

加えて、小規模チャリティは現金主義会計を採用することが可能とされ、大規模チャリティには発生主義会計(Statement of Recommended Practice: SORP)の採用が義務付けられている。このように、会計処理においてもチャリティの規模や収入に応じた柔軟な対応が採られており、過度な規制負担が生じないように配慮されている。

### 5.2.2 小規模チャリティへの配慮と比例原則

チャリティ委員会の規制方針には比例原則(Proportionality Principle)が導入されており、これにより規制の適用は各チャリティの規模および活動内容に応じた柔軟性を持たせて行われている。具体的には、大規模チャリティには詳細な情報提供が求められる一方で、小規模チャリティには最低限の情報提供で済むよう配慮され、報告義務や外部監査の免除が適用される場合も多い。このような柔軟な規制アプローチは、過度な事務負担が小規模チャリティの活動を阻害することを防ぎ、チャリティセクター全体の健全な発展を支える基盤となっている。

たとえば、CIO(Charitable Incorporated Organisation)は、その規模にかかわらず年次報告書および会計資料の提出が義務付けられているものの、比例原則に基づき、報告の内容や形式はCIOの規模に応じた柔軟な基準が適用される。このようなアプローチにより、チャリティ委員会の規制はチャリティの活動促進を妨げることなく、同時に適切なガバナンスの確保を図ることを目指している。

### 5.2.3 規制の実施とインシデント対応

チャリティ委員会は、全てのチャリティの年次報告を精査するわけではなく、立入検査も基本的には行わない。しかし、重大なインシデントの発生やチャリティの不正行為の疑いがある場合には、委員会は厳格な調査を実施し、必要に応じて理事との面談を行うことがある。このような対応により、チャリティの信頼性および透明性を維持するとともに、社会的信頼を損なう行為が発生した際の迅速な対応を可能としている。

### 5.2.4 チャリティ委員会の役割と社会への影響

チャリティ委員会は、チャリティ活動の適正な運営を監督することにより、透明性および効率性を維持し、社会全体における公益目的の達成に寄与する重要な役割を担っている。柔軟な規制アプローチおよび比例原則の導入により、英国のチャリティセクターは多様な形態での発展を遂げており、地域社会や国際社会に対して広範な公益活動を展開している。

このような規制の枠組みは、規制の厳格さとチャリティの事務負担のバランスを考慮し、チャリティセクター全体の健全な成長を支えることを目的としている。結果として、チャリティ委員会は、チャリティの独立性を維持しつつ、社会的価値を最大化するための基盤を提供しており、英国の公益活動を支える制度的基盤として極めて重要な役割を果たしているといえる。

## 5.3 チャリティ委員会の規制戦略とその効果

チャリティ委員会は、限られたリソースの中でイングランドおよびウェールズに存在する約 17 万のチャリティを監督する任務を担っており、その業務は約 450 名のスタッフにより遂行されている。このような人員体制では、日本における定期的な立入検査や全提出書類の確認といった包括的な監査を実施することは現実的に不可能であるため、チャリティ委員会は独自の規制戦略を採用している。この戦略は、厳格な直接監査に依存するのではなく、情報公開と社会的監視を基盤としたアプローチに重点を置いている。

### 5.3.1 情報公開と社会的監視の効果

英国のチャリティ規制において、情報公開は不正行為の抑止および適正な運営の促進において極めて重要な役割を果たしている。チャリティ委員会のウェブサイトを通じて各チャリティの財務状況や活動内容が公開されることにより、一般社会や支援者がこれらの情報にアクセスし、各団体の活動をモニタリングすることが可能となっている。このように、情報公開を基盤とする社会的監視のメカニズムは、チャリティの透明性を確保し、その信頼性を維持する上で有効に機能している。

また、チャリティ委員会は「連絡センター(Contact Center)」を設置しており、一般市民やチャリティ関係者がチャリティに関する問題を通報することができる体制を整えている。このシステムにより、内部告発者からの情報が適切に評価され、必要に応じて迅速な対応が取られることで、問題の早期発見および対応が可能となっている。これらの仕組みは、定期的な立入検査を行う日本のような厳格な監査体制とは異なり、限られたリソースを効果的に活用しながらチャリティ活動の健全性を確保するための戦略的アプローチであるといえる。

### 5.3.2 大規模チャリティとリスク管理

チャリティ委員会は、特に多額の資金を取り扱い、リスクの高い大規模チャリティや紛争地域で活動するチャリティと積極的にコミュニケーションを図り、その活動内容を詳細に把握することを重視している。このような団体に対しては、必要に応じて理事との面談を実施し、リスクに対する管理体制の強化や、潜在的な問題に対する事前対応を行う体制を整えている。ただし、これらの対応は定期的な訪問検査を前提とするものではなく、情報公開と社会的監視を通じた抑止力を重視する規制方針に基づいている。

このアプローチにより、チャリティ委員会は限られたリソースを効率的に活用しつつ、リスクの高いチャリティに対して効果的な監督を行うことを可能としている。具体的には、大規模チャリティに対する年次報告の詳細な精査や、理事会との定期的な対話を通じて、リスク管理に関する情報を共有し、問題発生 of 未然防止を図ることが主たる目的とされている。

### 5.3.3 規制戦略の成果

チャリティ委員会の規制戦略の成果として、英国における大規模な不正事案の発生件数は比較的少ないことが挙げられる。これは、情報公開と社会的監視が相互に作用し、チャリティの透明性および説明責任を確保する上で効果的に機能していることを示している。また、情報公開を通じてチャリティの活動が広く一般に知られることで、支援者やパートナーの信頼が強化され、結果としてチャリティの公益活動がより効果的に推進されている。

チャリティ委員会の規制戦略は、厳格な監査に依存することなく、透明性および情報公開を通じた社会的監視を重視することで、チャリティがその活動の自由を確保しながらも、不正行為を未然に防ぐバランスの取れたアプローチを実現している。この戦略により、チャリティセクター全体の健全性が維持され、社会全体に対する信頼性が確保されているといえる。

このような規制方針は、英国におけるチャリティ活動の信頼性を維持し、チャリティセクターの発展を支える基盤として、今後も重要な役割を果たすことが期待される。したがって、情報公開と社会的

監視を基盤とした規制戦略は、限られたリソースを効率的に活用しつつ、社会的価値を最大化するための効果的なモデルとして評価されるべきである。

※Ben Harrison 氏、Holly Riley 氏、Kim Andrews 氏、Kate Goodchild 氏、Sarah Elliott 氏、および Lee Robinson 氏に対するヒアリングより

## 6. 英国におけるチャリティの成長と政府の支援

---

英国のチャリティ活動は、1558年に制定された「貧民救済法(Poor Relief Act)」に端を発し、1601年の「チャリティ法(Charitable Uses Act)」によって法的基盤が確立された。その後、1853年に制定された公益信託法(Charitable Trusts Act)によって「チャリティ委員会(Charity Commission for England and Wales)」が設立され、チャリティ活動の透明性および信頼性の向上が図られたことにより、今日ではチャリティが英国文化に欠かせない社会的要素となっている。

### 6.1 チャリティセクターの成長を支える3つの柱

英国のチャリティセクターの成長は、「直接的な介入」「法的枠組みの適正化」「パートナーシップの推進」の3つの柱によって支えられている。まず、「法的枠組みの適正化」においては、チャリティの活動を監督する規制機関であるチャリティ委員会が果たす役割が重要である。チャリティ委員会は、ガイダンス(表6)を通じて団体の運営に関する指針を提供し、透明性および説明責任を強化することで、チャリティセクター全体の信頼性向上に寄与している。また、不正行為や公益目的の悪用に対して個別に厳格に対処することにより、セクターの健全性を維持し、その活動の持続可能性を支えている。

表6 ガイダンス一覧

---

CC3	The essential trustee: what you need to know, what you need to do
CC3a	Charity trustee: what's involved
CC4	What makes a charity
CC7	Ex gratia payments by charities
CC8	Internal financial controls for charities
CC9	Campaigning and political activity guidance for charities
CC11	Trustee expenses and payments
CC12	Improving your charity's finances
CC13	The Official Custodian for Charities' 'land holding' service
CC14	Investing charity money: guidance for trustees
CC15d	Charity reporting and accounting: the essentials November 2016
CC16	Receipts and payments accounts pack
CC17	Accruals accounts pack – SORP FRS 102
CC17	Accruals accounts pack – SORP FRS 102 for charitable companies
CC17 and CC39	Accruals accounts packs – SORP 2005
CC19	Charity reserves: building resilience
CC20	Charity fundraising: a guide to trustee duties
CC21a	How to set up a charity
CC21b	How to register a charity
CC22a	Charity types: how to choose a structure
CC22b	How to write your charity's governing document
CC23	Exempt charities
CC24	Users on board: beneficiaries who become trustees
CC26	Charities and risk management
CC27	Decision-making for charity trustees
CC28	Sales, leases, transfers or mortgages: what trustees need to know about disposing of charity land
CC29	Conflicts of interest: a guide for charity trustees

CC30	Finding new trustees
CC31	Independent examination of charity accounts: guidance for trustees
CC32	Independent examination of charity accounts: examiners
CC33	Acquiring land
CC35	Trustees trading and tax: how charities may lawfully trade
CC36	How to make changes to your charity's governing document
CC37	Charities and public service delivery: an introduction
CC38	Charities and litigation: a guide for trustees
CC40	Charity emergency appeals: starting, running and supporting charitable emergency appeals
CC42	Appointing nominees and custodians
CC43	Incorporation of charity trustees
CC46	Statutory inquiries into charities: guidance for charities
CC47	Complaints about charities
CC48	Charity meetings
CC49	Charities and insurance

---

## 6.2 政府の直接的な介入

英国政府は、チャリティ活動を直接的に支援する政策を通じて、チャリティセクターの成長を促進している。例えば、COVID-19 パンデミック時には、エネルギー効率改善やチャリティセクター等に対する支援として約 76 億ポンドの財政支援を実施し、多くのチャリティが経済的困難を乗り越え、公益活動を継続することを可能とした。さらに、今春の予算で数十億ポンドの追加支援が約束されるなど、これらの支援措置はチャリティの財務的安定性を強化し、その持続可能な活動基盤の構築に貢献している。

## 6.3 パートナーシップの推進

「パートナーシップの推進」では、政府とチャリティが協力し、現場の経験や専門知識を活用した政策策定が行われている。チャリティは、社会的課題に対する深い知見と実践的な経験を有しており、政府がこれらの知見を政策に反映させることで、より効果的な社会的介入を実現することが可能となっている。この協力関係は、チャリティの社会的影響力を強化するとともに、政策決定における実効性を高め、チャリティセクター全体の成長に寄与している。

## 6.4 小規模チャリティと大規模チャリティ

チャリティ委員会に登録されているチャリティの約 6 割は、年間収入が 25,000 ポンド未満の小規模団体であり、多くの団体はボランティアによって運営されている。これらの小規模チャリティは、地域コミュニティにおける重要な社会的役割を果たしており、政府は規制緩和や財政的支援を通じてこれらのチャリティの活動を支えている。具体的には、小規模チャリティに対する外部精査や監査の免除や、現金主義会計の採用を許容する柔軟な規制措置が講じられている。このような対応により、小規模チャリティは地域社会に対する支援を継続し、コミュニティの社会的ニーズに応じた多様な公益活動を展開することが可能となっている。

一方、年間収入が 1,000,000 ポンドを超える大規模チャリティも存在しており、これらのチャリティはその財政規模により、社会的影響力が大きいことが特徴である。大規模チャリティは、地域レベルを超えて国際的な社会課題に取り組むことが可能であり、政府とのパートナーシップを通じてより

広範な社会的貢献を果たしている。これらのチャリティに対しては、より厳格なガバナンスおよび報告義務が課されているものの、政府はこれらのチャリティの発展を促進するための支援策も積極的に導入している。

## 6.5 政府支援の意義とチャリティの社会的インフラとしての役割

英国政府は、チャリティセクターの成長を支援するために、多様な方法で介入し、資金提供や法的枠組みの整備を通じてセクター全体の発展を促進している。これにより、チャリティは財務的安定を確保しつつ、地域および国際的な社会的課題に対して効果的な対応を行うことが可能となっている。

さらに、政府による支援は、チャリティがその設立目的を達成する上での障害を軽減し、持続可能な活動基盤を構築するための重要な要素となっている。結果として、チャリティは英国社会における重要な社会的インフラとして機能し、社会全体の福祉向上および公益目的の達成に寄与する役割を果たしている。このように、政府とチャリティの協力体制は、チャリティセクターの成長を支え、社会全体に対する多様な公益活動を推進するための基盤を提供しているといえる。

※Ben Harrison 氏、Holly Riley 氏、Kim Andrews 氏に対するヒアリングより

## 7. 規制当局による情報公開の推進とその影響

---

チャリティ委員会は、チャリティセクターの発展と信頼性の確保を目的として、情報公開を特に重視している。情報公開は、チャリティ活動の透明性を高め、説明責任を果たすための重要な手段であり、寄附者や社会からの信頼を向上させる効果を有している。この結果、寄附の増加や不正行為の抑止が期待され、チャリティセクター全体の健全な成長が促進されることが想定される。

### 7.1 情報公開の重要性

チャリティ委員会は、限られた予算のもとで監督業務を遂行しており、すべてのチャリティの活動を詳細に監査することは困難である。このため、情報公開を推進することにより、チャリティの透明性を確保し、社会的監視のメカニズムを通じて不正行為の発生を抑止することを目指している。特に、チャリティの運営におけるリザーブ(使途不指定の積立金)や会計データのモニタリングは、チャリティ委員会の重要な監督機能の一環であり、各団体が健全な財務管理を行っているかを確認することが可能となる。

また、チャリティの意思決定は原則として理事会において独立して行われるため、チャリティ委員会は重大な問題が発生しない限り、個別の決定に対して直接的な干渉を行わない。この方針は、チャリティの自律性を尊重し、過剰な規制を回避するという原則に基づいている。しかし、情報公開を通じた透明性の向上により、寄附者や社会全体がチャリティの活動を監視することが可能となり、これが不正行為の抑止に効果を発揮しているといえる。

### 7.2 CEO 報酬と理事会データの公開

チャリティ委員会は、チャリティに対して収入や支出、CEO などの役員報酬、理事会構成に関するデータの公開を奨励している。特に、CEO の高額報酬に対する市民の関心は高く、これらの情報が透明性の確保およびチャリティに対する信頼性の向上に重要な影響を与えている。チャリティ委員会の調査によれば、情報公開を積極的に行うチャリティほど、寄附者の信頼を得やすく、結果として寄附を集めやすいことが確認されている。

この情報公開の取り組みによって、チャリティは寄附者や一般市民からの支持を得やすくなり、結果として活動の持続可能性が向上している。さらに、公開された情報が寄附者および社会の監視を促進し、透明性の高い運営を実現することにより、寄附者の信頼感が強化され、最終的にはチャリティの収入および社会的影響力が拡大するという好循環が生まれている。

### 7.3 情報公開の影響とチャリティセクターへの貢献

情報公開は、チャリティの信頼性を高めるだけでなく、寄附者や社会全体とのコミュニケーションの手段としても極めて重要な役割を果たしている。チャリティ委員会は、各チャリティがその活動内容および財務状況をオープンにすることにより、寄附者や支援者に対して説明責任を果たし、信頼性を高めることができるとしている。このような情報公開の促進は、チャリティセクター全体の健全な

発展を支え、より多くの社会的課題に対応できる体制を整備するための基盤となっている。

さらに、情報公開は寄附者の行動にも大きな影響を与え、信頼性の高いチャリティに対する寄附の増加や、社会的に重要な課題に取り組むチャリティへの関心の高まりを生み出している。これにより、各チャリティがその社会的ミッションを達成するための財務的基盤を強化し、社会全体に対する貢献を拡大することが可能となっている。

#### 7.4 チャリティ委員会による情報公開の推進とその効果

チャリティ委員会が推進する情報公開は、単に透明性を高める手段にとどまらず、チャリティの信頼性および説明責任を向上させるための重要な政策手段である。チャリティの財務状況や活動内容が一般社会に対して開示されることで、社会的監視が強化され、チャリティの運営に対する寄附者および社会の信頼が向上する。また、情報公開が進むことにより、チャリティの運営効率が向上し、社会的影響力を最大化することが可能となる。

結果として、情報公開の推進は、チャリティセクター全体の成長および発展を促進する要素となり、チャリティ活動の持続可能性を支える基盤として機能している。このアプローチは、チャリティ団体の自治と透明性のバランスを取ることを目指しており、社会全体の福祉向上に貢献するための効果的な規制手法であるといえる。したがって、情報公開はチャリティセクターの信頼性を維持し、その発展を支える重要な要素として、今後も推進されるべき施策であるといえる。

※Holly Riley 氏、Kim Andrews 氏、Dan Gregory 氏に対するヒアリングより

## 8. 2022 年チャリティ法の課題と今後の計画

---

2022 年に施行されたチャリティ法 (Charities Act 2022)<sup>13</sup> は、英国のチャリティセクターにおける法的枠組みを強化し、制度の安定的な運用を確立する上で重要な役割を果たしている。しかし、現在の制度的計画は、今後の政府の経済政策や新たに任命される大臣の判断に大きく左右される状況にあり、特にインフレの進行に伴う経済環境の変化がチャリティセクターに対して重大な影響を及ぼしている。こうした背景から、2011 年チャリティ法 (Charities Act 2011)<sup>14</sup> に基づく財務基準値の見直しが検討されており、これが今後の法的枠組みの方向性において重要な論点となる。

### 8.1 財務基準値の見直しの必要性

近年のインフレ率の上昇により、多くのチャリティ団体、とりわけ小規模チャリティが財政的な困難に直面している。2011 年チャリティ法で規定された財務基準値 (別紙1参照) は、当時の経済状況に基づいて設定されたものであるが、現在のインフレ率や物価高騰の影響を考慮すると、これらの基準値は現行の経済状況に適合していないといえる。特に、小規模チャリティに対する規制や支援基準が、過度に厳格または不十分であるとされるため、基準値の見直しを通じて、チャリティ活動の持続可能性を確保し、変動する経済環境に柔軟に対応するための財政基盤を再構築することが求められている。

この財務基準値の見直しは、チャリティが必要な支援を受け、社会的使命を達成するための重要な施策であると同時に、政府にとっても、チャリティセクターを効果的に支援するための政策調整を行う上での優先課題となっている。

### 8.2 法的枠組みの現状と将来

現在の法的枠組みは、2022 年チャリティ法の施行後も安定的に機能しており、チャリティ活動に対して顕著な障害となる事案は見受けられないことから、即時の大規模な法改正の必要性は低いとされている。これは、現行制度がチャリティ活動の規制および支援を適切に担っていることを示していると同時に、規制当局およびチャリティの双方が現行法の下での運用に慣れ、安定的なガバナンスが確立されていることを示唆している。

しかし、財務基準値の見直しや、インフレおよび経済的変動に伴う調整が必要とされる場合には、今後の経済情勢に応じて柔軟に対応することが求められる。特に、現行の法的枠組みが小規模チャリティに対して十分な支援を提供できているかどうか議論されており、インフレの進行や社会的支援の需要増加に対応するため、法改正や規制の見直しが必要とされる可能性がある。

### 8.3 今後の法改正に向けた計画

現在の法的枠組みは安定しているものの、長期的な視点に立った調整や見直しが今後の課題となることが予想される。特に、インフレの影響を強く受ける小規模チャリティに対しては、財務基準の見直しや新たな支援策の導入が必要とされている。これに関連して、新たな政府の政策や大臣の

判断に基づき、具体的な変更や法改正が行われる可能性があり、その動向が注視されている。

#### 8.4 2022 年チャリティ法の課題と今後の展望

総じて、2022 年チャリティ法に基づく現行の法的枠組みは安定的に運用されているものの、インフレや経済的変動に対応するための財務基準の見直しが今後の重要な課題として浮上している。特に、小規模チャリティに対する財政的支援および規制緩和が議論の中心となることが予想され、経済環境の変化に即応する柔軟な規制体制の整備が求められている。

現時点では法改正自体が予定されていないものの、政府の政策方針の変更や経済状況の変化に伴い、今後のチャリティ制度に関する議論が活発化する可能性が高い。したがって、チャリティセクターの持続的な成長および社会的貢献を促進するためには、財務基準値や規制の柔軟性に関する見直しが行われることが期待されるとともに、これに対するチャリティおよび規制当局の適切な対応が今後の課題となるであろう。

※Ben Harrison 氏に対するヒアリングより

## 9. CLG チャリティの二重規制の現状

---

### 9.1 現在の CLG チャリティの二重規制の現状

有限責任保証会社(CLG)、法人格を有しない任意団体および信託は、チャリティ委員会に登録されることでチャリティとしての地位が認められ、活動が許可される。特に CLG として法人格を持つチャリティには、会社法とチャリティ法の双方の規制を遵守することが求められる。この「二重規制」は、以下のような特徴を有している。

(1)CLG チャリティは、会社法に基づく年次報告や財務報告に加え、チャリティ法に基づくチャリティ委員会への報告義務も負う。これにより、財務報告や活動内容の報告が重複することが多く、複雑さが増す。

(2)CLG チャリティの理事は、会社法上「取締役」としての責任を負うと同時に、チャリティ法上「理事」としての義務も果たす必要がある。このため、取締役としての商業的責任と、理事としての公益的責任を同時に管理しなければならないという二重の役割が求められる。

(3)CLG チャリティは、会社法を管轄する会社登記所(Companies House)と、チャリティ法を管轄するチャリティ委員会の両方の規制に従わなければならない、それぞれに異なる要件や手続きを満たす必要がある。

### 9.2 公益信託の規制の現状

公益信託(Charitable Trust)においても、信託法およびチャリティ法の規制を受けることとなるが、法人格を有する CLG のような二重規制には該当しない。公益信託は法人格を持たない信託形態であり、主に信託法およびチャリティ法の枠組み内で規制され、会社法の適用対象外となる。そのため、CLG チャリティのように会社法とチャリティ法の両方に基づく報告義務や規制は存在せず、以下の特徴が見られる。

(1)まず、公益信託は信託法およびチャリティ法による規制を受ける。公益信託の管理は受託者(Trustee)によって行われ、信託財産の運用とその公共利益に資する活動はチャリティ法に基づいて監督される。これにより、公益信託はチャリティ委員会への年次報告が義務づけられるが、会社法による取締役の責務は存在せず、法人格を持たない組織体としての特性がある。

(2)次に、公益信託には会社登記所(Companies House)への登録義務がない。法人格を有しない公益信託は、会社法に基づく財務報告や企業活動における取締役の責任を負う必要がなく、CLG チャリティに見られるような報告の重複が発生しない。

(3)さらに、公益信託はチャリティ法に基づき、チャリティ委員会への年次報告や財務報告の提出を求められるが、報告内容や要件においても、会社法に基づく規定と重なることはない。これは、公益信託が法人格を持たないためであり、チャリティ活動に関する規制が限定的であることを示すものである。

以上のように、公益信託は信託法およびチャリティ法の枠内で管理・規制されるため、法人格を有する CLG チャリティのような二重規制には該当せず、会社法の適用対象外である点が特筆され

る。

### 9.3 チャリティ法に基づく小規模法人対策

英国の規制では、比例原則(Proportional Principle)に基づき小規模な法人に対して一部の義務が軽減される。特に、以下のような状況で小規模な CLG チャリティは年次報告の提出義務が免除されている。

(1) 収益や資産が一定の基準を下回る小規模法人には、簡略化された財務報告書や監査の免除が適用される。この基準は主に収益額によって定められており、会社登記所(Companies House)およびチャリティ委員会への報告要件が軽減される。

(2) 小規模なチャリティは、チャリティ委員会への年次報告義務が免除され、これにより二重規制の負担が軽減されている。ただし、これは特定の収益規模以下(£2.5 万未満)のチャリティに限られるため、すべての CLG チャリティが該当するわけではない。

(3) 小規模法人に対しては、取締役会や理事会での内部管理および記録要件も簡略化される。これにより、二重規制に伴う事務的負担が軽減される。

このように、比例原則により規模に応じた柔軟な対応が取られることで、小規模な法人が二重規制による過度な負担を避けられる仕組みが整っている。

### 9.4 会社法に基づく小規模法人対策

CLG は、会社登記所(Companies House)に対して一定の報告義務を負っているが、会社法に基づき、小規模法人については報告の負担を軽減するための措置が講じられている。

#### (1) 年次報告(Annual Report)

CLG は毎年、会社登記所に年次報告書を提出する義務がある。年次報告には、財務情報や経営状況、取締役の構成などが含まれる。

[負担軽減対策] 小規模法人は簡略化された年次報告書の提出が許可される場合があり、詳細な情報開示が一部免除される。例えば、簡易財務諸表の提出や監査不要の要件が適用されている。

#### (2) 年次確認書(Annual Confirmation Statement)

会社の登録情報(取締役、株主構成、登記住所など)に変更がないことを毎年確認し、提出する必要がある。

[負担軽減対策] 小規模法人もこの提出義務があるが、変更がなければ簡単な確認のみで完了するため、負担は比較的軽微である。

#### (3) 財務諸表(Financial Statements)

通常、年次報告とともに財務諸表を提出する義務があり、規模が大きい場合は監査済みの財務諸表が必要である。

[負担軽減対策] 収益や資産が一定の基準以下の小規模法人は、監査不要の財務諸表で提出が可能。これにより、監査費用や手続きの負担が軽減される。

これらの負担軽減策により、小規模法人は報告義務を簡素化し、管理負担を軽減できるようになっている。

## 10. 公益信託の現状

---

### 10.1 公益信託について

チャリティ委員会は、チャリティに登録されている全てのチャリティ会社(有限責任保証会社:CLG)、法人格のないチャリティ、公益信託をチャリティ法人(CIO)に移行させたいと考えている。

公益信託自体は信託の受託者が信託財産を管理し、信託の目的に従って行動する責任を負うが、信託そのものは法人格を持たない。公益信託の受託者になり得るのは、個人以外にチャリティ委員会に登録されている有限責任保証会社や任意団体、または信託銀行や信託会社がある。

公益信託を設置するための手続きとしては、以下のプロセスを踏む必要がある。

⇒Trusts (Capital and Income) Act 2013 (信託の資本と収入の取り扱いに関する規定、信託の資産管理に関する指針を定めている)<sup>14</sup>に基づいて信託を設置

⇒Charities Act 2011<sup>15</sup> 及び Trustee Act 2000 (理事の義務と権限、投資のガイドライン、その他の運営規則を定めている)<sup>16</sup>に基づいてチャリティ委員会に申請しチャリティのステータスを取得

### 10.2 公益信託から CIO への転換の推奨

前述のとおり、チャリティ委員会は法人格を持たない公益信託や、有限責任保証会社を受託者とする公益信託に対し、CIO (Charitable Incorporated Organisation) への転換を推奨している。ただし、CIO は公益信託の受託者として機能することは許可されておらず、これは公益信託が保有する資産や責任を新たに設立された CIO に移行し、信託の形式を法人格を持つ CIO (財団型) へ変更することを意味している。これにより、信託の目的達成に向けて、より効率的かつ安全な運営が可能になると考えられる。CIO への転換を推奨する具体的な理由は以下のとおりである。

- CIO は法人格を持つため、理事が個人的に法的責任を負う必要がない。
- 法人格の付与により、資産は法人名義で管理される。
- CIO は定款に基づいて運営され、透明性と効率性が向上する。
- CIO はチャリティ委員会に直接登録され、会社法の規定に従う必要がないため、管理が簡便である。
- CIO の理事は、個人的な責任が限定されるため、理事としての役割を担いやすくなる。
- 法人格を持つ CIO は、銀行口座の開設、融資の申請、寄付の受け入れなどが容易である。

近年、法人格を持たない公益信託においては、個々の受託者が個人的に負債や義務に責任を負わなければならない事例が増加しており、受託者に対する訴訟が増加している。また、従来の公益信託は、組織情報の公開義務がなく、設立が容易で、柔軟な組織管理が可能であった。さらに、会議も年に 1 回の開催で済み、ガバナンスは緩やかであり、創設者が組織をコントロールできるなど、プライベート性が高いことから広く利用されていた。

しかし、約 15 年前からチャリティ委員会が規制を強化し、公益信託の監督をより厳格に行うように

なったことで、秘密保持の要素が徐々に薄れ、すべての公益信託に関する組織情報が公開されるようになった。また、より有利な税制上のメリットを享受できる新たな組織形態も出現したため、公益信託の魅力が相対的に低下し、解散や CIO への転換が進んだのである。

### 10.3 CIO が受託者になれない理由

法人格を有する組織であるにもかかわらず、チャリティ委員会に登録されている有限責任保証会社 (CLG) が公益信託の受託者として認められる一方で、CIO (Charitable Incorporated Organisation) はその役割を担えないのは、以下の要因に基づいている。

#### 1) 法人格と受託者の役割の互換性

CLG は法人格を有する法人でありながら、CIO に比べて法的柔軟性が高いという特性を持つ。具体的には、CLG は個人や他の法人と同様に契約や義務を引き受ける能力があり、信託の受託者としての役割を担う上で必要な法的および規制上の要件を満たしている。このように、CLG は信託財産の適切な管理と運用を実現できる構造を有している。

#### 2) 法的および規制の適合性

CLG は会社法に基づいて設立・運営されており、信託法に基づく義務や責任を受け入れることが可能であるため、信託の受託者としての役割を担うための規制枠組みに適合する。一方、CIO は主にチャリティ活動に専念するための特定の法的構造を有し、その運営はチャリティ委員会によって厳格に管理されている。また、CLG は広範な商業活動や他の目的にも対応できるため、信託の受託者としての役割に適合しやすい。

#### 3) 責任とガバナンスの明確性

CLG は有限責任を持つ株主によって管理されており、そのガバナンス構造は信託の受託者としての責任を明確化するのに適している。これにより、CLG は信託の目的に沿って資産を管理し、運用するための適切な枠組みを提供する一方で、CIO はその法人格の特性から信託の受託者としての役割を果たすことが難しいとされている。

これらの理由により、CLG は公益信託の受託者として認められている。

### 10.4 CIO への転換プロセス

CIO への転換プロセスには以下の手順が含まれる。

#### 1) CIO の設立とチャリティ委員会への登録

まず、公益信託の資産と活動を引き継ぐ法人格を持つ組織として、CIO を設立し、チャリティ委員会に登録する。

#### 2) 資産、負債、契約、および権利義務の移行

公益信託の資産、負債、契約、その他の権利および義務を新たに設立した CIO へ移行する。この際には、必要な法的文書を作成し、正式な承認を得ることが求められる。

#### 3) 公益信託および有限責任保証会社の解散

公益信託の資産と責任が完全に CIO に移行した時点で、公益信託および CLG を解散する。

以上のプロセスにより、信託の目的をより効率的かつ安全に達成するための組織基盤が確立され

る。

## 10.5 公益信託の現状とその数値的把握に関する課題

チャリティ委員会に登録されている公益信託は、約 10 年前には 1,000 件以上存在していたが、現在の推計では約 850 件にまで減少している。ただし、正確な数値は把握できていない。この背景には、英国の公益信託が「信託法」ではなく「チャリティ法」に基づく枠組みで管理されている点に関与している。すなわち、公益信託は他の一般的なチャリティ団体と共に一括管理されているため、組織形態ごとの正確な把握が難しい状況である。

また、チャリティ委員会は「Charitable Purpose(公益目的)」に基づき法人を認証しており、その目的達成のための手段については監督対象としていない。このため、委員会は各チャリティ団体が掲げる公益目的ごとの登録数は把握できているものの、具体的な事業内容や支援方法に関する数値的データの把握は困難であるのが現状である。例えば、「貧困撲滅」を目的とするチャリティ数は把握されているものの、その目的を達成するために実施されている「食事提供」「就労支援」「学習支援」といった事業単位での数は、年次報告書や申告書を個別に精査しない限り具体的には把握されていない。

さらに、チャリティ委員会はすべてのチャリティ団体の事業報告を精査しているわけではなく、主に問題の発生した団体(インシデントがあった団体)を対象として書類調査や理事との面談を行っている。このような運用方針も、公益信託やナショナルトラストといった事業単位での数値的把握を困難にしている要因である。

一方、ニュージーランドでは公益信託の数が正確に把握されている。具体的には、登録されている 28,000 法人のうち約 9,050 法人(全体の約 32%)が公益信託として登録されている。この精緻な数値把握が可能である理由は、公益信託が「公益信託登録局」によって独立して管理・登録されている点にある。このように、管理体制の違いが公益信託の数値把握に影響を与えていることが明らかである。

さらに、日本における公益信託の管理体制についても言及する必要がある。今後、日本では公益信託が公益法人と別枠で規制管理されることが予定されており、これにより公益信託の数は「公益認定等委員会」によって正確に把握されることが期待される。したがって、公益法人と同様に公益信託の数値が毎月公開される可能性も考えられる。しかし、実際の運用方法については今後の規制の進展を見守る必要がある。

以上のように、公益信託の数値的把握に関する課題は、各国における管理体制や認定基準の違いによって生じている。今後、各国の公益信託制度における管理手法の相違点をさらに精査し、より一貫性のある数値管理方法を検討することが求められる。

## 10.6 公益信託における Gift Aid のメリット

公益信託にも Gift Aid 制度<sup>18</sup>が適用されており、寄附を受けた場合には、寄附額の基本税率に相当する金額を政府から追加で受け取ることが可能である。例えば、寄附者が 100 ポンドを寄附した場合、公益信託はさらに 25 ポンド(基本税率 25%)を政府から受け取ることができる。

Gift Aid を適用するためには、以下の要件を満たす必要がある。

- ・寄附は個人からのものであり、寄附者が納税義務を負っている場合に限る。
- ・寄附者は寄附が Gift Aid の対象となることに同意し、必要な書類を提出すること。
- ・公益信託はすべての Gift Aid に関する記録を適切に保管し、申請時に提出すること。

公益信託は、これらの要件を満たした寄附について定期的に Gift Aid の申請を行い、政府からの払い戻しを受け取ることで、寄附額に対してさらなる資金を確保することが可能である。

## 10.7 公益信託の今後の展望

今後、チャリティ委員会は引き続き公益信託の透明性およびガバナンスの強化を図り、CIO への転換を推奨する方針を継続するとみられる。この取り組みは、チャリティセクター全体の効率化と信頼性向上を目指すものであり、長期的には公益信託の数はさらに減少する可能性がある。したがって、公益信託の将来は、CIO を中心とした新しいガバナンスモデルへの移行を伴う形で進展していくことが予想される。

総じて、公益信託から CIO への移行は、チャリティ活動の持続可能性および信頼性の向上に寄与する重要な戦略的転換であり、チャリティ委員会が推進するセクター全体の近代化および効率化の一環として、今後も注目されるべき課題であるといえる。したがって、公益信託の現状およびその将来の変遷は、チャリティセクターの発展において重要な指標となり得るであろう。

※Aarti Thakor 氏および Chris Willis Pickup 氏に対するヒアリングより

## 11. 第一審裁判所・チャリティ部門の役割と機能

---

### 11.1 第一審裁判所・チャリティ部門の設置背景

第一審裁判所・チャリティ部門(First-tier Tribunal (Charity))は、2008年の Tribunals, Courts and Enforcement Act 2007<sup>19</sup>に基づき設立され、正式には2008年9月1日に運用が開始された。この裁判所は、チャリティ委員会の決定に対して異議を申し立てる際に、チャリティに対して法的救済手段を提供する重要な役割を担う専門機関である。

通常の民事裁判所とは異なり、簡素化された手続きと比較的低コストな訴訟手段を提供していることが特徴であり、チャリティが法的手続きを通じて権利を主張しやすい環境を整備している。また、法的支援に関するガイドラインやサポート体制が充実しており、チャリティが自身の立場を効果的に弁護できる仕組みが設けられている。

### 11.2 手続きの簡素化と支援体制

第一審裁判所・チャリティ部門は、チャリティに対する負担を軽減し、公平な法的環境を提供することを目的として、簡素な手続きと費用を抑えた訴訟制度を採用している。この裁判所では、オンラインリソースや相談窓口を通じて、法的手続きに関するサポートが提供されるとともに、プロボノ(無償)の法的支援を行う法律事務所や弁護士が多く存在しているため、財政的に厳しい状況にあるチャリティでも、法的サポートを受けやすい環境が整備されている。

さらに、訴訟を回避するための代替的紛争解決手段(Alternative Dispute Resolution: ADR)として、仲裁や調停といった柔軟な解決方法も提供されている。これにより、訴訟を通じた解決に比べ、迅速かつ費用の少ない解決が可能となり、特に財政的に脆弱なチャリティにとっては、大きな負担軽減となる。加えて、法的援助(Legal Aid)も提供されており、特定の条件を満たすチャリティは訴訟費用の一部または全額を援助されることで、経済的制約に左右されずに法的手続きを進めることができる。

### 11.3 コスト中立の原則と公平な法的環境の提供

第一審裁判所・チャリティ部門は、「コスト中立の原則(Cost-neutrality Principle)」を掲げ、訴訟手続きにおいて当事者間の経済的負担のバランスを保つことを目指している。特に、財政的な制約があるチャリティにとって、法的手続きにおけるコストが障壁となることを防ぐため、訴訟費用を最小限に抑える仕組みが整備されている。

具体的には、裁判所手数料の減免制度や、費用分担に関する特別規定が設けられており、チャリティがその財務状況に応じた負担を選択できる柔軟な制度設計がなされている。この制度は、経済的に困難な状況にあるチャリティでも法的手続きを進めることができるようにするものであり、結果として、チャリティセクター全体における法的公正性の確保と、チャリティ委員会の決定に対する実質的な異議申し立ての機会を提供することを可能としている。

#### 11.4 トリビューナルの機能と有効性

第一審裁判所・チャリティ部門は、2023年以降も複数の異議申し立て事例を取り扱っており、その機能および有効性が実証されている。この裁判所は、チャリティ委員会の決定に対する異議申し立てを処理することを通じて、チャリティの法的権利および義務の確認を行い、チャリティ委員会とチャリティの間における公平な法的環境の提供を担っている。特に、同裁判所の判決は、チャリティのガバナンスおよび透明性を向上させるための指針として機能し、チャリティセクターにおける信頼性の確保に貢献している。

このような機能により、第一審裁判所・チャリティ部門の存在はチャリティ界全体において公平かつ公正な法的環境を提供し、チャリティが適切なサポートを受けながら法的手続きを進めることを可能にしている。特に、チャリティ委員会の決定が不適切であると判断された場合、同裁判所はこれを取り消し、チャリティに対する公正な救済措置を提供することができるため、チャリティセクターにおけるガバナンスの改善および信頼性の強化に寄与している。

#### 11.5 第一審裁判所・チャリティ部門の将来的展望

今後、第一審裁判所・チャリティ部門は、チャリティ委員会の決定に対する異議申し立ての件数の増加に対応し、より多くのチャリティが法的手続きを利用できる環境を整備することが求められる。特に、デジタル化の推進やオンライン手続きの拡充により、裁判所手続きの効率化とコスト削減を実現することが目指されている。また、訴訟手続きの透明性およびアクセスの向上により、チャリティの法的権利を確実に保護し、法的支援体制を一層強化することが今後の課題として挙げられる。

総じて、第一審裁判所・チャリティ部門は、チャリティに対して公正な法的救済手段を提供し、チャリティセクター全体における法的ガバナンスを強化する重要な機関であるといえる。今後も、チャリティの持続的な発展と社会的信頼の維持を支える制度として、その役割が一層拡大していくことが期待される。

※Kate Goodchild氏に対するヒアリングより

## 12. COVID-19 パンデミックとインフレの影響によるチャリティセクターの変遷

### 12.1 パンデミックによる影響の概要

COVID-19 パンデミックは、チャリティセクターに対して深刻な影響を及ぼし、従来の対面型サービスの多くが提供困難となったことにより、チャリティ活動のあり方が大きく変化した。

多くのチャリティは、社会的距離の確保やロックダウン措置に対応するため、オンライン支援やデジタル技術の活用を余儀なくされ、対面型の活動からデジタル形式への移行が急速に進んだ。この変化は、全国ボランタリー組織協議会 (National Council for Voluntary Organisations: NCVO) をはじめとするチャリティにも大きな影響を及ぼし、年次大会やイベントのオンライン化を通じて、地方在住者や従来参加が難しかった層へのアクセスが向上するなど、新たな利点も生まれた。

しかしながら、すべてのチャリティがこうしたデジタル化に対応できたわけではなく、特に支援活動の性質上オンライン対応が難しいチャリティは、活動の制約や支援対象者との接触機会の減少といった課題に直面した。また、パンデミックに続くインフレの上昇は、小規模チャリティにとって特に深刻な財政的負担をもたらし、セクター全体の運営状況に大きな影響を与えている。

### 12.2 資金調達課題とデジタル技術の導入

パンデミックの影響により、チャリティセクターでは対面での募金活動やイベントの開催が困難となり、従来の資金調達手法が機能しなくなった。この状況を受けて、多くのチャリティはデジタル技術を活用した新しい資金調達手法を導入せざるを得なかった。具体的には、オンライン募金プラットフォームの活用や、デジタルマーケティングを通じた支援者との関係強化を図る試みが行われた。特に、インターネットを介したクラウドファンディングや、SNS を利用した寄附キャンペーンなどが注目を集め、デジタル技術を活用することで、従来の支援者層に加えて新たな寄附者層を取り込むことが可能となった。

これらのデジタル技術の導入は、資金調達的手段を多様化させただけでなく、パンデミック以降のチャリティ活動に新たな展望をもたらしたといえる。しかし、こうしたデジタル化への適応には初期投資や技術的支援が必要であり、特にリソースの限られた小規模チャリティにとっては依然として大きな課題である。そのため、デジタル化を推進するための技術支援やトレーニングの充実が今後の重要な支援策として求められている。

### 12.3 チャリティ数の変遷

2000 年以降のチャリティ数の推移をみると、2007 年まで増加傾向にあったが、2008 年の世界同時不況により、わずか 2 年間で 1 万のチャリティが淘汰された(図1)。また、2006 年チャリティ法の実施計画を受けて、既存のチャリティに対して新法に基づく公益増進テストが 2008 年以降に実施され、そこで公益性を証明できなかったチャリティは解散させられており、このこともチャリティ数の減少の一因となった(白石 2024)。2011 年以降は再び増加に転じ、COVID-19 パンデミックが発生した 2020 年から

2022 年にかけても増加傾向にあった。これは、パンデミックによって社会的支援の必要性が高まったことを受けて、特に地域コミュニティ支援や医療関連のチャリティが新たに設立されたためである。また、英国政府による多額の財政支援が、チャリティセクターの活性化を促したことも増加傾向の一因とされている。

しかし、2023 年に入るとインフレおよび国際的な経済環境の変化により、多くの小規模チャリティが財政的困難に直面し、解散を余儀なくされる事例

が相次いだ。これにより、チャリティ数は 12 年ぶりに減少に転じた。一方で、2024 年には再びチャリティ数が増加に転じており、これはパンデミック後の経済回復と、インフレの影響を抑えるための政府の追加支援策が奏功していることを示している。特に、デジタル技術の導入によって、チャリティ活動が新たな形態で展開されるようになったことも、チャリティセクターの回復を支えた要因であると考えられる。

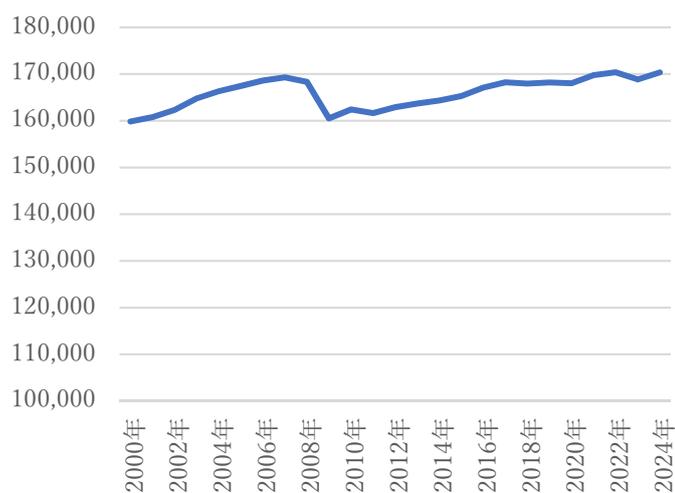


図 1 2000 年以降のチャリティ数の推移

Statista の Number of charities in England and Wales from 2000

## 12.4 チャリティセクターの将来展望

COVID-19 パンデミックとインフレの上昇は、チャリティセクターに対して深刻な財政的・運営的な課題をもたらしたが、デジタル技術の導入や政府の財政支援を受けて、チャリティ活動は回復の兆しを見せている。特に、デジタル化が進む中で、オンラインによる資金調達および支援活動が今後のチャリティ活動において重要な役割を果たすと予測される。パンデミック期に導入されたオンライン募金やリモート支援の手法は、今後もチャリティ活動の主要な手段として定着し、活動の柔軟性を高める要素となるだろう。

しかしながら、インフレや経済的な不安定性が続く限り、特に小規模チャリティの財政状況には引き続き注意が必要である。これらの団体が持続可能な活動を行うためには、政府や支援者からの継続的な支援が不可欠であり、リザーブ (積立金) の活用や財務管理能力の強化が求められる。さらに、デジタル化による利便性の向上は一部の団体にとって恩恵となる一方で、デジタル格差が広がるリスクも存在するため、特に地方や技術リソースに乏しい団体に対する支援体制の整備が必要である。

今後、チャリティセクターが持続的な成長を遂げるためには、デジタル技術のさらなる活用と、それに伴う人材育成、技術支援、そして経済的な支援策の強化が不可欠となるだろう。社会的ニーズの多様化および経済状況の変化に対応しながら、チャリティがその社会的使命を果たすための基盤を整備することが、今後の重要な課題となると考えられる。

※Jan Toporowski 氏、Sarah Elliott 氏および Lee Robinson 氏に対するヒアリングより

## 13. 社会的企業の最新動向

---

### 13.1 英国における社会的企業の成長とその特徴

近年、英国における社会的企業(Social Enterprises)は急速な成長を遂げ、その活動領域および社会的影響力が著しく拡大している。この背景には、持続可能なビジネスモデルへの注目の高まりや、従来のチャリティ活動では解決が難しい社会的課題に対して新しいアプローチを模索する動きが存在する。

社会的企業は、社会的価値を創出することを主たる目的としつつ、営利目的の事業を組み合わせることで、持続可能なビジネスモデルを構築する点において、従来のチャリティや一般の営利企業とは異なる特徴を有している。

英国全土には現在約 65,000 法人の社会的企業が存在しており、その数は着実に増加している。各企業は、社会的目的を追求しながらも、収益性を確保することで自立的な運営を実現しており、ビジネスの手法を用いて社会的インパクトを拡大するという点において新たな事業形態として位置付けられている。本章では、こうした成長の背景や要因、社会的企業の特徴について概観することを目的とし、社会的企業セクターの全体像を示す。

### 13.2 社会的企業における法人形態の多様化と CIC の普及

社会的企業には、チャリティ法人(CIO)、有限責任保証会社(CLG)、合同会社(Limited Liability Partnership: LLP)<sup>20</sup>、コミュニティ利益会社(Community Interest Company: CIC)、および協同組合(Co-operative Society、Community Benefit Society: CBS)など、様々な法人形態が存在する。

各法人形態には異なる法的要件や運営上の特性があり、法人が追求する社会的目的や活動内容に応じて柔軟に選択されている。この多様性は、英国における社会的企業セクターの成長を後押しする要因となっており、法人形態の多様化は各企業の自立性を高めると同時に、社会的インパクトを最大化する手段として機能している。

特に、2005 年に創設された CIC は、社会的目的の明確化や利益の再投資義務を規定した点で、他の法人形態とは一線を画している。現在、CIC は英国全土で 28,878 法人(Regulator of CIC 2023)が登録されており、急速な普及が確認されている。また、CBSをはじめとする協同組合形態は、民主的な意思決定プロセスを特徴とし、社会的企業としてのガバナンスの在り方を体現している。

### 13.3 コミュニティ利益会社(CIC)の成長

CIC は、2005 年の創設以来、英国における代表的な社会的企業形態として急速な成長を遂げている。2023 年 3 月時点における CIC の登録数は 28,878 法人に達しており、同時期に登録されている協同組合(11,580 社)を大きく上回る。2021 年から 2022 年にかけての登録数は、CIC が 51%と過半数を超えており、CIC の人気が増えている(Social Enterprise UK 2023)。なお、この 51%のうちの 33%が保証型 CIC で 11%が株式型 CIC となっている。

この成長の背景には、CIC の持つ法的な柔軟性や、運営の自律性、営利と非営利の要素を組み

合わせたハイブリッドな性質が、社会起業家にとって魅力的な選択肢となっている点が挙げられる。CIC は、社会的ミッションを持ちながらも、設立者が経営に強いリーダーシップを発揮できることから、多くの起業家や社会事業者によって採用されている。

また、CIC の設立者は、自ら理事として給与を受けながら経営に関与することができ、独立した理事会への権限委譲を行う必要がないため、他の法人形態と比べて経営の柔軟性を維持しやすいことが特徴である。このように、CIC は従来のチャリティや非営利組織では実現できなかった、ビジネスの手法と社会的目的の両立を可能にしており、英国社会において社会的企業の中核的存在となっている。

### 13.4 保証型 CIC と株式型 CIC の違い

CIC には、保証型および株式型の 2 形態が存在し、それぞれ以下のような特徴がある。

#### ◇保証型 CIC (CIC Limited by Guarantee)

保証型 CIC は、通常、非営利組織やチャリティと同様に運営される形態。所有者や株主が存在せず、利益を再投資したり、社会的な目的のために使用することが求められる。保証人(メンバー)が存在し、会社が解散する際に一定の金額を負担することを保証する(通常は少額)。これは、従来の会社での株式保有者が負担するリスクとは異なる。利益の分配や配当が制限されており、稼いだ利益はほとんどがコミュニティや社会的なミッションのために使われる。

#### ◇株式型 CIC (CIC Limited by Shares)

株式型 CIC は、通常の営利企業と同様に株式が発行され、株主が所有権を持つ形態。株主に対して配当を支払うことが可能だが、通常の会社と異なり、利益の分配には制限が設けられている。つまり、一定の範囲でしか配当を出せず、残りは社会的な目的に使うことが求められる。投資家の関心を引きやすく、資金調達的手段として利用されることが多いものの、企業活動はコミュニティ利益を追求する方向に制約される。

どちらの形態も、CIC として運営するためには、設立時に「コミュニティ・インタレスト・テスト」に合格し、会社の活動がコミュニティ利益のためであることを証明する必要がある。また、CIC レギュレーター(規制当局)からの監督を受け、利益の社会還元や透明性の高い運営が求められる。

保証型 CIC はより非営利組織に近く、株式型 CIC は配当の一部支払いが可能なもの、社会的利益に重点を置いた営利活動も可能にしている。

### 13.5 CIC の規制と制約

CIC は、他の社会的企業形態と異なり、特有の規制と制約を持つ法人形態である。CIC の設立および運営は、カーディフに所在する CIC 規制局 (Regulator of Community Interest Companies) によって監督されており、設立時には「コミュニティ利益基準 (Community Interest Test)」を満たすことが求められる。これは、CIC が真にコミュニティの利益に資することを確認するものであり、基準を満たさない場合は認証されない。

そのコミュニティ利益基準は、以下の 3 つの主要な規制から構成されている。第一に、配当上限

(Dividend Cap)が存在し、CICは利益の最大35%までを配当として株主に分配することができるが、利益の全額を配当として分配することは許されず、純利益の65%以上をコミュニティの利益のために再投資することが義務付けられている。これにより、配当の制約を通じてコミュニティへの利益還元を優先することが保証されている。第二に、アセットロック(Asset Lock)の規定があり、CICの資産はこのアセットロックによって保護されているため、組織が解散した場合や資産を売却する際にも、当該資産は営利目的で使用されることなく、コミュニティの利益のために活用されるか、他のCICまたはチャリティに移譲される必要がある。第三に、利益配分の透明性を確保するため、CICには定期的な活動報告書の提出が義務付けられており、配当の分配状況や利益の使用が適切に行われているかを確認し、コミュニティへの利益還元が十分に行われていることを証明する必要がある。

これらの規制は、CICが営利を追求する一方で、社会的使命を最優先することを保証するものであり、社会的企業としての信頼性を確保するための重要な要素となっている。

### 13.6 社会的企業の発展におけるCICの役割

CICは、英国における社会的企業の発展において中心的な役割を果たしており、その制度的枠組みは他の社会的企業形態にも影響を与えている。CICは柔軟かつ自律的なガバナンス構造を持ち、営利と非営利の要素を併せ持つことで、社会的インパクトを最大化しながらも経済的持続可能性を維持することを可能にしている。そのため、CICの成長は他の社会的企業形態(CIOやCLGなど)にも好影響を及ぼし、英国全体の社会的企業セクターの発展を促進している。

また、CICの成功事例は国際的にも注目されており、タイ、ジャマイカ、スーダンなどの国々で類似の制度が採用されるとともに、デンマークやベトナムなどでは社会的企業認証制度の導入が試みられている。しかし、これらの国々では税制上のインセンティブが不十分であったことから、CICほどの普及には至らなかった。今後、CICの成功が他国における社会的企業制度設計のモデルケースとして広く認識されることが期待される。

このように、CICは英国のみならず国際的にも社会的企業の発展において中心的な役割を果たしており、社会的企業セクターの成長を理解する上で不可欠な要素であるといえる。

### 13.7 協同組合の透明性向上の必要性

英国における協同組合の情報アクセスは、依然として困難であり、透明性の低さが課題となっている。協同組合の年次報告書を閲覧するには有料の手続きが必要であり、法人情報にアクセスすることは容易ではない。その一方で、チャリティセクターに関する情報は、無料かつ簡単に取得でき、これがチャリティセクターの信頼性向上に貢献している。このような状況を踏まえると、協同組合においても情報の無料提供や透明性向上に向けた取り組みが求められているといえる。

※Dan Gregory氏に対するヒアリングより

## 14. 英国における中間支援団体の活動

---

### 14.1 NCVO の概要と歴史

英国における主要な中間支援団体である National Council for Voluntary Organisations (以下、NCVO) は、ボランティアセクターおよびコミュニティセクター全体を代表する組織として、多岐にわたる支援活動を行っている。NCVO は、1919 年に「National Council of Social Service (NCSS)」として設立され、当初はさまざまなボランティア団体を政府部門と連携させる役割を担っていた。

設立には、第一次世界大戦で戦死したエドワード・ビビアン・バーチャル氏の遺産が活用された。1980 年に現名称である「National Council for Voluntary Organisations」と改称され、2013 年にはボランティア活動を推進する「Volunteering England」と統合、2022 年 3 月 31 日に Small Charities Coalition (SCC)<sup>21</sup> の閉鎖に伴った SCC のヘルプデスクやリソースハブなどのサービスを継続するなど、活動の幅をさらに広げた。

NCVO は、ボランティアおよびコミュニティセクターを支援し、独立した市民社会が発展できる環境を整えるための活動を行っている登録チャリティ(登録番号 225922)である。約 18,000 の会員団体を抱え、その範囲は大規模な全国団体から地域で活動するコミュニティグループ、ボランティアセンター、国際開発機関まで多岐にわたる。

2023 年の収益は 710 万ポンド(約 15 億円)に達し、これをもとにセクター全体の支援や調査研究、政策提言を行っている。特に、小規模チャリティの支援において中心的な役割を担い、これらの団体が直面する課題を把握し、実務的および戦略的な支援を通じてセクター全体の発展に寄与している。職員数は 2023 年時点で 77 人である。

NCVO の本部は、設立から 1992 年までロンドンのベッドフォード・スクエア 26 番地に位置し、現在は運河沿いの All Saints Street 8 番地に自社ビルを構え、各職員に小部屋を用意している。広い休憩室やカフェテリアなども完備している。

以下では、NCVO の主な活動内容およびその意義について概説する。

### 14.2 チャリティの現状と課題

NCVO は毎年、調査研究部門(Department of Research)から「UK Civil Society Almanac」を発行し、英国のチャリティセクターの状況を分析・評価している。この年次報告書では、会員登録されている約 18 万のチャリティのデータを用い、セクター全体の動向や財務状況、活動の傾向を明らかにしている。特に、2021 年から 2022 年にかけては、インフレや国際的な経済環境の変化の影響を受け、小規模チャリティの解散が増加し、12 年ぶりにチャリティ数が減少する傾向が見られた。

このデータに基づき、NCVO は小規模チャリティの現状とそれに伴う課題を政策提言に反映し、政府との対話を通じて支援の強化を図っている。

### 14.3 COVID-19 パンデミックとインフレの影響

COVID-19 パンデミックは、英国のチャリティセクターに対して深刻な打撃を与えた。多くのチャリ

ティが対面型サービスの提供を停止し、オンライン支援への移行を余儀なくされた。特に、資金調達イベントや街頭募金の制限により、従来の収益確保手段が機能しなくなったため、多くの団体は新たな資金調達手法を模索する必要に迫られた。

これに対して NCVO は、デジタル技術を活用した募金方法の導入や、オンラインでのトレーニング・セミナーを提供し、チャリティのデジタルシフトを支援する取り組みを進めている。

#### 14.4 小規模チャリティの支援体制

NCVO は、小規模チャリティの支援に特化したサービスを数多く提供している。例えば、年間収入が £ 30,000 未満のチャリティは NCVO の会員登録を無料で行うことができ、必要な情報やトレーニングを低コストで利用できる仕組みを整えている。小規模チャリティは人員や資金の不足に悩まされることが多いため、NCVO はそのニーズに応じた支援を行い、活動の継続性と成長をサポートしている。

また、会員制度においても、小規模チャリティの負担を軽減するために、年間総収入に応じた会費体系を採用し、資金が限られているチャリティでも会員資格を得やすいよう配慮している(表 7)。また、3年契約一括支払いや引き落としによる支払いで最大 15%の割引を受けられるサービスも用意している。

これにより、NCVO は小規模チャリティが政策提言やトレーニングを通じて、社会的な影響力を高められるよう支援している。さらに NCVO は、チャリティ委員会に対しても小規模チャリティへの特別措置を提案し、規制要件を緩和することでこれらの団体が活動しやすい環境を整えることを促進している。このチャリティ委員会に対する提案は、自らが小規模法人に対する特別措置を講じているからできることである。

表 7 NCVO の会費体系

年間総収入	年会費	直接引き落とし	3年契約年会費	3年契約 直接引き落とし
£30,000 未満	無料	-	-	-
£30,000 - £50,000	£59	£56	£159	£151
£50,000 - £100,000	£133	£126	£357	£337
£100,000 - £500,000	£201	£191	£542	£513
£500,000 - £1M	£486	£482	£1,310	£1,238
£1M - £5M	£688	£653	£1,858	£1,755
£5M - £10M	£1,312	£1,246	£3,542	£3,346
£10M - £25M	£1,610	£1,526	£4,347	£4,106
£25M - £50M	£2,004	£1,904	£5,411	£5,110
£50M 超	£2,514	£2,388	£6,788	£6,411

<https://www.ncvo.org.uk/get-involved/join/#costs>

## 14.5 情報公開と透明性の確保

NCVO は、情報公開を通じてチャリティの透明性を確保し、一般社会や寄附者によるモニタリングを推進している。これにより、過度な規制を導入せずに不正行為を抑止し、セクター全体の信頼性を高めることを目指している。

具体的には、NCVO はチャリティの財務データや活動内容を広く公開することで、寄附者や支援者が団体の活動を評価しやすくし、信頼性の高いチャリティの認知度を向上させている。このアプローチは、政府による直接的な規制や監督よりも効果的であり、チャリティの自主的なガバナンス強化を促す役割を果たしている。

## 14.6 中間支援団体としての政策提言

NCVO は、チャリティと政府の間の橋渡し役として、政策提言活動にも力を入れている。チャリティ委員会や関連省庁と連携し、セクター全体の意見を反映させる形で規制緩和や新たな支援施策の導入を提案している。特に、COVID-19 やインフレの影響を受けたチャリティの財政状況を改善するため、政府に対して柔軟な規制要件の導入や追加的な財政支援を求めてきた。

また、NCVO は調査データに基づいた政策提言を行うことで、政府の政策決定に対して効果的な影響を与えており、チャリティのよりよい制度環境の実現に貢献している。

## 14.7 デジタル技術の導入と内部体制の強化

近年、NCVO はデジタル技術の導入を積極的に推進しており、AI やデータ分析ツールを活用した業務の効率化を図っている。調査研究部門では、デジタルプラットフォームを通じてチャリティの活動データを収集し、リアルタイムで分析する仕組みを整備しつつある。

これにより、NCVO はチャリティの活動状況やニーズを迅速に把握し、より効果的な支援策を講じることが可能となる。さらに、デジタル技術を活用したサービス提供や、オンラインイベントの開催を通じて、地方在住者やリソースの限られたチャリティへの支援を強化している。

## 14.8 小規模チャリティにおける比例原則の重要性

英国では、規制要件に比例原則 (Proportionality Principle) が導入されており、小規模チャリティにはその規模に応じた柔軟な規制対応がなされている。

例えば、年次報告書の提出義務の簡素化や外部監査の免除など、規模に応じた対応が取られており、これにより小規模チャリティが過度な規制負担を抱えずに活動を維持できる仕組みが整えられている。

NCVO は、この比例原則の導入を強く支持しており、小規模チャリティの意見を代表して政府や規制当局に対して提言を行っている。

## 14.9 結論

NCVO は、英国における中間支援団体として、チャリティの活動支援およびセクター全体の発展に寄与している。特に、小規模チャリティに対する配慮や、情報公開を通じた透明性の向上、デジ

タル技術の導入による効率化など、多角的な支援を展開していることが特徴である。今後も、NCVO は政府との対話を通じて政策提言を行い、チャリティセクターが持続可能な形で成長し、社会に貢献できるよう支援していくことが期待される。

※Sarah Elliott 氏および Lee Robinson 氏に対するヒアリングより

## 15. 日本の公益法人制度改革への示唆

---

英国のチャリティセクターは、規制当局とチャリティ自身による積極的な情報公開、そして社会全体によるモニタリングを通じて、効果的なガバナンスを実現している。特に、厳格な規制に依存せず、柔軟な規制アプローチと透明性を重視することによって、不正行為の抑止とチャリティ活動の持続的発展が可能となっている点が特徴である。これにより、チャリティセクター全体が多様な社会的ニーズに対応しつつ、効果的に公益目的を達成するための環境が整備されている。

日本においては、公益法人制度における複雑で厳格な規制要件が、公益活動の効率性を妨げ、特に小規模な公益法人の運営を困難にしている現状が見受けられる。この点において、英国のチャリティセクターの規制モデルは、日本の制度改革における参考となるべき事例といえる。以下に、英国のチャリティ制度の主要な特徴と、それが日本の公益法人制度改革に与える示唆をまとめる。

### 15.1 規制の柔軟性と情報公開の効果

英国では、チャリティがその設立目的に基づいて運営されている限り、事業ごとの事前審査は必要とされず、各事業の内容については事後報告で対応している。この規制アプローチは、チャリティに対する過剰な行政介入を避けるとともに、チャリティがより自由で柔軟な事業展開を行うことを可能にしている。さらに、情報公開と社会的モニタリングを活用することで、政府や規制機関がすべての活動を直接監視するのではなく、社会全体がチャリティの活動を監視する仕組みが構築されている。

このアプローチは、過度な規制負担を軽減し、チャリティの効率的な活動を促進するという点で大きなメリットを持つ。日本においても、情報公開と社会的監視を強化することで、過剰な規制を緩和しつつも、効果的な不正防止を図ることができると考えられる。具体的には、年次報告や財務情報の公開を通じて、公益法人の透明性を高めると同時に、一般社会による監視を促進することが、日本の公益法人制度における規制改革の方向性となり得る。

### 15.2 小規模チャリティへの配慮と比例原則

英国の規制においては、チャリティの規模に応じて適用されるルールが異なり、小規模チャリティには規制負担を軽減する特別措置が導入されている。例えば、年次報告書の簡素化や外部監査の免除など、規模に応じた柔軟な対応がなされている。このような比例原則の導入は、小規模チャリティに対する過度な規制を排除し、限られたリソースを有効に活用して活動を継続しやすくするための効果的な手段となっている。

日本の公益法人制度においても、同様の比例原則を導入することは、特に小規模公益法人の運営負担を軽減し、その社会的貢献活動の継続を支える上で有効な手段となるであろう。例えば、財務状況が一定の基準を満たさない小規模公益法人に対して、監査や報告義務を一部免除することで、事務負担を削減し、より多くのリソースを公益目的に充当できるようにすることが考えられる。

### 15.3 デジタル技術の活用と政府の支援

COVID-19 パンデミックやインフレの影響を受けながらも、英国のチャリティセクターはデジタル技術を活用することで、新たな資金調達手法や支援の提供方法を模索してきた。オンラインイベントやデジタル募金の普及により、多くのチャリティが困難な状況を乗り越え、活動を継続することができた。さらに、政府の適切な財政支援も、チャリティセクターの回復を後押しする上で重要な役割を果たしている。

日本においても、デジタル技術の活用を推進し、政府支援を組み合わせることで、公益法人の活動を効率化・活性化する可能性がある。例えば、オンラインによるサポート支援や定期提出書類の提出の推進、DX 推進やデジタル募金プラットフォームの普及支援など、デジタル技術を活用するためのインフラ整備が必要である。また、公益法人のデジタルリテラシーを向上させるための研修プログラムの提供や、技術支援の充実を通じて、デジタル化の推進を支援することも求められる。

### 15.4 公益法人の持続可能性を支えるリザーブ管理の柔軟化に向けて

英国のチャリティセクターにおけるリザーブ管理の方針は、日本の公益法人制度におけるリザーブの考え方に重要な示唆を与える。日本の公益法人では、しばしばリザーブの保有に対して制約が設けられ、資金の自由な運用が難しい場合があるが、これが小規模法人を含めた公益活動の持続可能性を阻害する要因となっている。

英国の事例が示すように、用途を限定しないリザーブの保有は、予期せぬ事態や収入減少に対処するための重要な手段であり、チャリティの長期的な公益目的の達成に寄与する。日本の公益法人も柔軟なリザーブ管理を可能とすることで、安定した運営基盤を築き、社会的使命を持続的に果たせる環境が整備されることが期待される。

このように、リザーブに対する柔軟な制度設計は、日本の公益法人が持続可能な形で活動を展開し、社会的影響を広範に及ぼすためには不可欠であると考えられる。

### 15.5 最後に

英国のチャリティセクターにおける成功事例は、柔軟かつ効果的な規制と社会全体の協力を基盤とすることで、過度な規制に依存せず、透明性を維持しつつ不正行為の抑止が可能であることを示している。日本の公益法人制度改革においても、こうした英国の事例は極めて参考価値が高い。具体的には、柔軟な規制、情報公開の推進、社会的監視の強化に加え、技術革新と政府支援を組み合わせた新たな制度設計が求められる。

このような改革により、日本の公益法人も効率的かつ持続可能に社会的使命を遂行するための基盤が整備されることが期待される。特に、小規模法人に対する規制負担を軽減し、自由で柔軟な活動を可能にする環境整備が重要な目標となり得る。このようなアプローチにより、日本の公益法人は安定的かつ効果的に公益目的を達成し、社会全体に広範な影響を及ぼすことが可能となるだろう。

また、英国でのリザーブ管理の方針も、日本の公益法人にとって示唆に富む事例である。用途不指定の積立金(リザーブ)を適切に保有することは、予期せぬ事態や収入減少への備えとして不可

欠であり、公益活動の持続可能性を支える基盤として機能する。したがって、日本の制度にも柔軟なリザーブ管理を取り入れることで、公益法人の長期的な財務基盤が強化され、組織の安定的な成長が促進されることが望ましい。

## 注

<sup>1</sup> チャリティ委員会のシニアアカウントであり、チャリティの財務監査と規制遵守を担当している。同氏はチャリティの財務報告の質を向上させることに尽力している。

<sup>2</sup> チャリティ委員会の戦略政策責任者であり、戦略的政策の立案と実施を担当している。同氏はチャリティの政策フレームワークの強化に尽力している。

<sup>3</sup> 約 18,000 の会員団体を有する英国ボランティアセクター最大の会員組織であり、チャリティやボランティア団体を支援している。1920 年に設立され、ボランティア活動の促進、調査研究、政策提言や研修・リソースの提供を行っている。

<sup>4</sup> Sarah Elliott (旧姓 Vibert) は、National Council for Voluntary Organisations (NCVO) の CEO です。同氏は 2020 年 1 月に Director of Membership and Engagement として NCVO にジョインし、2022 年 3 月に CEO に就任した。それ以前には、The Neurological Alliance や Epilepsy Society など高位の役職を務めていた。

<sup>5</sup> ロンドンを拠点とする大手国際法律事務所であり、シンガポールや香港などにオフィスを構えている。1937 年に設立され、法務サービスの提供を行っている Mishcon de Reya は、特に企業法務、訴訟、知的財産、労働法、家族法、不動産法などの分野で高い評価を受けている。

<sup>6</sup> 2024年6月までチャリティ委員会で法務・会計部長を務めていた。同氏は、2008 年に同委員会の法務部門に加わり、2018 年 4 月まで法務コンプライアンスの責任者を務めていた。この役職では、最もリスクの高い複雑な調査やその他の高リスク案件に対する法的助言を提供していた。

<sup>7</sup> Companies Act 2006 <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2006/46/contents>

<sup>8</sup> 有限責任保証会社は、特に非営利団体やチャリティに使用され、出資者(メンバー)は会社が清算される際に保証額を支払う義務があるが、会社の利益を分配することはない。

<sup>9</sup> Trusts (Capital and Income) Act 2013 <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2013/1>

<sup>10</sup> Charity Commission for England and Wales (HP). Search the charity register <https://www.gov.uk/find-charity-information> (last accessed 5 August 2024)

<sup>11</sup> Companies House Service (HP). <https://find-and-update.company-information.service.gov.uk/> (last accessed 5 August 2024)

<sup>12</sup> チャリティによる収益事業は、設立目的に合致していれば非課税で実施可能である。事業実施後の定期報告が求められるが、規制当局による指摘は稀であり、このため、チャリティは比較的自由に収益事業を展開できる。

<sup>13</sup> <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2022/6/contents>

<sup>14</sup> Trusts (Capital and Income) Act 2013 <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2013/1>

<sup>15</sup> Charities Act 2011 <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2011/25/contents>

<sup>16</sup> Trustee Act 2000 <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2000/29/contents>

<sup>17</sup> Companies Act 2006 <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2006/46/contents>

<sup>18</sup> 英国の寄附優遇税制であり、寄附者が納税者である場合、寄附額の基本税率(25%)相当分をチャリティが政府から受け取れる仕組みである。これにより、寄附額が増額され、チャリティへの支援が強化される。

<sup>19</sup> <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2007/15/contents>

<sup>20</sup> 英国の合同会社(LLP)は、日本の合同会社(LLC)に似ているが、LLPは法人格を持つもののパートナーシップのように利益がパートナー間で分配される仕組み。

<sup>21</sup> Small Charities Coalition(SCC)は、英国の小規模チャリティを支援するために設立された団体で、2008年に設立された。SCCの主な目的は、年間収入が100万ポンド以下の小規模なチャリティ団体に対し、ヘルプデスクとアドバイス、ネットワーキングとメンタリング、トレーニングとリソース提供の支援を行うことであった。

## 文 献

石村耕治 2015. チャリティと非営利団体制度の改革法制. 公益法人協会編『英国チャリティ-その変容と日本への示唆』32-112. 弘文堂.

公益法人協会 2020. 『訪英調査ミッション報告書－英国における小規模法人対策とチャリティ会計』202-203.

白石喜春 2024. 国際比較からみた日本の公益セクター. 公益法人, 53(4), 17-23.

Regulator of Community Interest Companies 2023. *Regulator of Community Interest Companies Annual Report 2022 to 2023*. Companies House.

Social Enterprise UK 2023. *State of Social Enterprise Survey 2023*. 38p.

## 1. チャリティの手続き内容

収入規模別の登録申請並びに定期提出書類の内容は以下の通り(Guidance: Prepare a charity annual return 及び Charities Act 2011 による)。

## (1) 任意団体

チャリティ登録	電子登録申請	免税登録(HMRC)
£5 千未満	任意	○
£5 千-£1 万	○	○
£1 万-£2.5 万	○	○
£2.5 万- £25 万	○	○
£25 万-£100 万	○	○
£100 万以上	○	○

※小規模チャリティは委員会の一定の規制権限が及ぶ。チャリティ登録する選択も可能。税法上,登録番号なしで証明資料の呈示のみで免税となる。

年次報告(£)	団体情報更新			年次申告書			年次報告作成		年次報告書(会計含む)			会計基準
	CC	HMRC	CH	A,B	C	D	小規模	大規模	提出	要精査	監査	
1 万未満	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	選択
1 万-£2.5 万	○	○	-	○	-	-	○	-	-	-	-	選択
2.5 万-25 万	○	○	-	○	○	-	○	-	○	○	-	選択
25 万-50 万	○	○	-	○	○	-	○	-	○	○	-	SORP
50 万-100 万	○	○	-	○	○	○	-	○	○	○	-	SORP
100 万以上	○	○	-	○	○	○	-	○	○	-	○	SORP

※大規模チャリティが作成する Full Report は会計実務原則(SORP)に基づくことが必要。

※過去 6 年間の年次報告書等は事務所備え置きが必須。

※要精査=要外部精査(external scrutiny required)

※年間収入 25 万ポンド以上でも総資産額が 326 万ポンド以上あれば監査の設置が必要。

※CH は会社登記局(Companies House)を指す。

※会計基準の「選択」は,Receipts and payment(現金主義会計)又は SORP:The Statement of Recommended Practice-Accounting and Reporting by Charities(チャリティ会計実務勧告書)の選択が可能という意味。

## (2) チャリティ会社:保証有限責任会社(CLG)形態によるチャリティ

チャリティ登録	電子登録申請	免税登録(HMRC)
£5 千未満	任意	○
£5 千-£1 万	○	○
£1 万-£2.5 万	○	○
£2.5 万-£25 万	○	○
£25 万-£100 万	○	○
£100 万以上	○	○

※小規模チャリティは委員会の一定の規制権限が及ぶ。チャリティ登録する選択も可能。税法上,登録番号なしで証明資料の呈示のみで免税となる。

年次報告(£)	団体情報更新			年次申告書			年次報告作成		年次報告書(会計含む)			会計基準
	CC	HMRC	CH	A,B	C	D	小規模	大規模	提出	要精査	監査	
1 万未満	○	○	○	-	-	-	○	-	-	-	-	選択
1 万-£2.5 万	○	○	○	○	-	-	○	-	-	-	-	選択
2.5 万-25 万	○	○	○	○	○	-	○	-	○	○	-	SORP
25 万-50 万	○	○	○	○	○	-	○	-	○	○	-	SORP

50 万-100 万	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	SORP
100 万以上	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-	○	SORP

※大規模チャリティが作成する Full Report は会計実務原則(SORP)に基づくことが必要。

※過去 6 年間の年次報告書等は事務所備え置きが必須。

※要精査=要外部精査(external scrutiny required)

※年間収入 25 万ポンド以上でも総資産額が 326 万ポンド以上あれば監査の設置が必要。

※会計基準の「選択」は,Receipts and payment(現金主義会計)又は SORP:The Statement of Recommended Practice-Accounting and Reporting by Charities(チャリティ会計実務報告書)の選択が可能という意味。

### (3) 公益法人:CIO

チャリティ登録	電子登録申請	免税登録(HMRC)
£5 千未満	○	○
£5 千-£1 万	○	○
£1 万-£2.5 万	○	○
£2.5 万-£25 万	○	○
£25 万-£100 万	○	○
£100 万以上	○	○

年次報告 (£)	団体情報更新			年次申告書			年次報告作成		年次報告書(会計含む)			会計基準
	CC	HMRC	CH	A,B	C	CC	小規模	大規模	提出	要精査	監査	
£1 万未満	○	○	-	○	-	-	-	○	○	-	-	選択
£1 万-£2.5 万	○	○	-	○	-	-	-	○	○	-	-	選択
£2.5 万-£25 万	○	○	-	○	○	-	-	○	○	○	-	選択
£25 万-£50 万	○	○	-	○	○	-	-	○	○	○	-	SORP
£50 万-£100 万	○	○	-	○	○	○	-	○	○	○	-	SORP
£100 万以上	○	○	-	○	○	○	-	○	○	-	○	SORP

※大規模チャリティが作成する Full Report は会計実務原則(SORP)に基づくことが必要。

※過去 6 年間の年次報告書等は事務所備え置きが必須。

※要精査=要外部精査(external scrutiny required)

※年間収入 25 万ポンド以上でも総資産額が 326 万ポンド以上あれば監査の設置が必要。

※会計基準の「選択」は,Receipts and payment(現金主義会計)又は SORP:The Statement of Recommended Practice-Accounting and Reporting by Charities(チャリティ会計実務報告書)の選択が可能という意味。

## 2. チャリティ委員会の登録簿(The Register)の内容

<p>チャリティ委員会が保有する書類(チャリティ委員会 HP より閲覧,ダウンロード可)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・チャリティの名称,住所,連絡先(Eメールアドレス含む)</li> <li>・根本規則(公益信託=信託証書,保証有限会社=定款,任意団体=法人規約など)の種類と日付</li> <li>・受託者,理事の氏名</li> <li>・会計書類(annual statement of accounts)</li> <li>・年次報告書(annual report)</li> <li>・年次申告書(annual return)</li> <li>・登録日,登録番号</li> </ul>
---

## 3. チャリティ登録申請

<p>【登録時に必要な書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・根本規則(governing document)※1</li> <li>・理事申告書(サイン入り)</li> <li>・直近の預金額冊</li> </ul> <p>※申請書の内容によっては収入 £5 千以下の証拠,事業計画,団体名の利用許可,会議議事録,公益に資する方法の証拠,事務所等の賃貸契約書,会社設立許可書,団体が保有する政策や規約等の提出を</p>
--

求めることがある。

**【申請書の内容】**

(根本規則－governing document)

- ・設立時の根本規則の種類(公益信託＝信託証書,保証有限会社＝定款,任意団体＝法人規約など)
- ・根本規則の発行元(自社か全国組織か)
- ・根本規則のアップロード

(団体名)

- ・団体名(自動チェック)
- ・他の名前で知られていることの有無
- ・団体名に英語以外の言語使用の有無
- ・規制されている言葉の使用の有無

(構造と目的)

- ・定款の発効年月日
- ・団体の活動目標

(収入)

- ・年間総収入
- ・収入証明のアップロード(直近の預金額)

(WHAT)

- ・活動内容(※2より選択)

(HOW)

- ・活動方法(※3より選択)

(WHO)

- ・支援対象者(※4より選択)

(WHERE)

- ・活動地(※5より選択)
- ・国外を選択した場合,活動国も登録

(目的の達成に向けて)

- ・目的の達成方法
- ・事業計画のアップロード(任意)

(利益)

- ・活動目的がもたらす社会利益の内容
- ・上記に係る資料のアップロード(任意)
- ・受益者は特定されるか(※6より選択)
  - 受益者が特定される場合
    - ・受益者の内容(※7より選択)
    - ・受益者を特定する理由

(活動目的を社会利益に資す為に)

- ・理事が使用する機関運営の判断基準
- ・上記に係る資料のアップロード(任意)

(助成金提供)

- ・助成財団かどうか
  - 助成財団の場合
    - ・助成先の選考基準
    - ・選考基準に係る規程等のアップロード(任意)

(会員)

- ・サービスを受けるのに会員になる必要性
  - 会員になる必要がある場合
    - ・会員の受ける利益の内容
    - ・利益を受けるのが会員のみである理由
    - ・会員資格の内容
    - ・会員数の制限の有無
      - 会員数に制限を定めている場合
        - ・会員数に制限を定めている理由と割り当て方法

- ・会員規程のアップロード(任意)
- (サービスまたは施設提供)
  - ・公共施設又はサービス提供の有無
    - 施設やサービスを提供している場合
  - ・施設又はサービスの内容
    - ・一般はいつ施設やサービスを利用できるか
  - ・施設やサービスの利用者の制約の有無
    - 制約がある場合
      - ・制約を課している理由
- (価格)
  - ・会員,施設・サービス利用は有料か
    - 有料である場合
      - ・有料の施設とサービスの内容と価格
      - ・貧困層に提供できる価格設定か
- (国際開発-国外で活動する団体のみ)
  - ・海外で対応予定のニーズの内容
  - ・団体によるニーズの対応手段
  - ・現地におけるパートナー団体の有無
    - パートナー団体がいる場合
      - ・パートナーの団体名と選定方法
      - ・パートナー団体との契約・合意内容
      - ・パートナー団体の管理方法
  - ・独自の事業の展開の有無
    - 独自の事業を展開している場合
      - ・独自の事業の選定方法と資金調達方法
      - ・現地スタッフの選定とリスク管理方法
- (資産)
  - ・土地や不動産を使っているか
    - 使っている場合
      - ・土地や不動産を保有しているか
        - 保有している場合
          - ・土地や不動産の使用内容
            - 保有していない場合
              - ・理事等関係者の所有物件の使用有無
                - 理事等関係者による保有物件の場合
                  - ・所有者の内容
                  - ・所有物件の契約内容
                    - 理事等関係者による保有物件でない場合
                      - ・物件の所有者と団体との関係
                        - ・何に基づいて物件を使っているか
                          - ・賃貸契約か公式契約書か
      - (申請者コンタクト情報)
        - ・申請者の役職
        - ・申請者の内容(個人 or 団体)
          - 個人の場合
            - ・タイトル
            - ・氏名
            - ・生年月日
          - 団体の場合
            - ・団体名
        - ・郵便番号
        - ・住所
        - ・電話番号
        - ・E-mail アドレス
      - (団体コンタクト)
        - ・団体窓口の役職

- 団体窓口の内容(個人 or 団体)
  - 個人の場合
    - タイトル
    - 氏名
    - サフィックス(任意)
    - 公開用氏名(任意)
    - 生年月日
  - 団体の場合
    - 団体名
- 郵便番号
- 住所
- 電話番号
- E-mail アドレス
- (新設団体の情報)
  - 郵便番号
  - 住所
  - 団体ホームページ(任意)
  - 公開用 E-mail アドレス(任意)
  - E-mail アドレス
  - 上記住所は法人拠点か
    - 法人拠点でない場合
      - 郵便番号
      - 住所
      - 登録住所が拠点住所でない理由
- (他の規制担当者)
  - 他機関による登録の有無(※8より選択)
  - Gift Aid 番号の有無
    - Gift Aid 番号がある場合
      - Gift Aid 番号
- (収入および銀行詳細)
  - 収入証明のアップロード(直近の預金額)
  - 年間総収入の推定値
  - 当会計年度から現在までの収入額
  - 銀行口座の有無
    - 銀行口座を持っている場合
      - 銀行口座の種類(銀行 or 住宅金融組合)
      - 口座情報の入力
- (資金調達)
  - 次回の会計年度の終了年月日
  - 資金調達の手段(※9より選択)
  - Gift Aid 以外の優遇税制を登録する予定の有無
    - 登録する予定の場合
      - 詳細情報の記入
  - 団体の資金や資産の海外投資会社や信託での保有予定の有無
    - 保有する予定の場合
      - 詳細情報の記入
- (雇用)
  - 理事等の採用の予定の有無
    - 採用の予定がある場合
      - 採用予定者の記入(氏名,雇用形態,報酬,理事や創設者等との関係)
      - 採用決定時の会議録のアップロード
- (商品・サービス)
  - 理事や創設者からの商品やサービス購入の有無
    - 購入する場合
      - 購入元(理事名,商品やサービス,支払,関係)
      - 理事会等の会議録のアップロード

- (他の個人利益)
- 緊密な関係を持つ個人や組織の有無
  - 関係を持つ場合
  - 関係者(名前, 個人利益の内容, 関係)
- (コネクション)
- チャリティ以外の組織との関係の有無
  - 関係がある場合
  - チャリティ以外の組織と業務上の関係
  - 両者の業務はどのように補完されるか
  - 両者の分業や役割分担の内容
  - 団体の独立性維持の説明
  - 詳細情報のアップロード(任意)
- (運営リスク)
- 子どもと脆弱な人々との協働の有無
- (理事数)
- 理事数
- 定款に基づく理事の最低定員数
- (宣言)
- その他資料のアップロード(任意)
- 委員会が考慮すべき事項の有無
  - 考慮すべき事項がある場合
  - 内容記入
- 宣言(チェック)

※1 Governing Document の内容

| Section                     | What it needs to contain   |
|-----------------------------|--|
| Name                        | Your charity's name and (in the case of a trust or an unincorporated association) power to amend the name  |
| Objects                     | What your charity is set up to achieve (its purposes must all be charitable for the public benefit)  |
| Powers                      | What the trustees can do to carry out its purposes (for example, raising funds, buying and selling property, borrowing money, working with other organisations)                  |
| Charity trustees            | How many trustees there are, who can be a trustee, how they are appointed, how long they can hold office and if they can be reappointed  |
| Charity meetings and voting | How many meetings are needed, how they are arranged, how a chair is appointed, how votes are made and counted (including minimum numbers for this)                               |
| Membership (if applicable)  | Who can be a member, age restrictions, ending someone's membership, how membership meetings are called   |
| Financial                   | How the charity meets its legal accounting requirements, who controls the bank account, who can sign cheques and if two signatures are needed, other internal financial controls |
| Trustee benefit             | How trustees must not benefit from the charity (excluding reasonable expenses) without commission approval or unless it is authorised in the governing document                  |
| Amendments (if applicable)  | How the trustees can change the charity's governing document, when commission approval is needed, how amendments are recorded  |
| Dissolution                 | When the charity can be closed, what happens to any remaining assets (charitable assets can only be used for charitable purposes)  |

## ※2 活動内容

- General charitable purposes
- Education/ Training/ Research
- Advancing health or the saving of lives
- Relief of those in need (age,disability,ill-health,financial or other disadvantage)
- The prevention or relief of poverty
- Religion
- Arts/ Culture/ Heritage/ Science
- Amateur sport
- Animal welfare
- Environment/ Conservation
- Citizenship/ Economic or community development/ Employment
- Armed forces/ Emergency service efficiency
- Human rights/ Religious or racial harmony/ Equality or diversity
- Community recreation/ Leisure facilities
- Other charitable purposes

## ※3 活動方法

- Makes grants to individuals
- Makes grants to organisations
- Provides other finance
- Provides buildings/facilities/open space
- Provides services
- Provides education/advocacy/advice/information
- Sponsors or undertakes research

- Acts as an umbrella or resource body
- Other

※4 支援対象者

- Children/ Young people
- Elderly/ Old people
- People with disabilities
- People of a particular ethnic or racial origin
- Other charities or voluntary bodies
- Other defined groups
- The general public/ Mankind
- People living in a specified geographical area
- Members of a particular profession
- Employees of a named employer
- Named individuals
- Other

※5 活動地

- Throughout England
- Throughout Wales
- Throughout England & Wales
- Specific areas in England & Wales
- Outside England & Wales

※6 受益者

- Available to everyone
- Specific section of the public

※7 受益者の内容(※5で Specific section of the public を選択した場合以下から選択)

- People living in a particular geographical area
- Members of the organisation
- Other section of the public
- People defined by age
- People defined by disability
- People defined by gender reassignment
- People defined by marriage and civil partnership
- People defined by pregnancy and maternity
- People defined by race
- People defined by religion or belief
- People defined by sex
- People defined by sexual orientation

※8 他の規制当局

- Ofsted
- Care Quality Commission
- Financial Conduct Authority
- Home and Communities Agency
- Care and Social Inspectorate Wales (CSSIW)
- HM Inspectorate of Education and Training in Wales
- Welsh Government (Social Landlords and Housing)
- Healthcare Inspectorate Wales (HIW)

※9 資金調達的手段

- Public donations
- Legacies
- Other trading activities
- Investments
- Grants
- Charging for services
- Corporate donors
- Commercial sponsor
- Working with professional fundraising consultants
- Loans from any source
- Funding from interest and return on endowments
- Sales of assets owned by the organization
- Other

#### 4. 免税登録申請

##### 【登録時に必要な書類】

- ・銀行口座情報
- ・登記(registration number)
- ・登録番号(Charity Commission に登録している場合)
- ・活動目標
- ・根本規則(governing document)

##### 【申請書の内容】

(適格性)

- ・公益目的のみのために設立された団体か
- ・団体は英国の銀行,信用組合等の口座を持っているか
- ・団体の拠点は英国,EU, ノルウェー,リヒテンシュタイン,アイスランドにあるか

##### 【登録内容】

(連絡先)

- ・団体名
- ・別名-愛称(任意)
- ・電話番号
- ・携帯電話番号(任意)
- ・Eメールアドレス(任意)
- ・ホームページアドレス(任意)

(住所)

- ・事務所の住所
- ・外国の事務所所在国(英国に住所がない場合)

(郵送物の宛先住所)

- ・郵送物の宛先住所は現住所と異なるか
  - 異なる場合
  - ・郵送先住所
  - ・外国の事務所所在国(英国に住所がない場合)

(団体の規制機関)

- ・規制機関名と登録番号(Charity Commission for England and Wales, Office of the Scottish Charity Regulator, Charity Commission for Northern Ireland, Other)
  - 規制機関がない場合
  - ・規制機関がない理由 ※1
    - Other を選択した場合
    - ・登録していない理由

(根本規則—governing document)

- ・設立時の根本規則の種類(公益信託=信託証書,保証有限会社=定款,任意団体=法人規約など)※2
  - Other を選択した場合
  - ・根本規則の名前
  - ・根本規則の施行年月日
  - ・根本規則は全国団体,親団体または規制機関から承認を得たものか。
    - 根本規則を内容訂正した場合,その訂正内容を記入(任意)

(運用及び資金)

- ・銀行口座
  - 銀行口座がない場合
  - ・今年度の年間収入の見込み
  - ・今年度で現在までに得ている収入実績の額
- ・過去3カ月の銀行取引明細書の有無
  - 明細書がない場合
  - ・明細書がない理由
- ・会計年度末年月日
- ・将来の資金調達の方法 ※3
- ・団体の活動場所 ※4

(活動内容)

- ・活動内容
- ・活動目的 ※5
  - Other を選択した場合
  - ・その他の活動目的
- ・利益の一般社会への還元方法  
(団体の銀行口座)
- ・口座名義
- ・口座番号
- ・ソート・コード
- ・住宅金融組合または参考番号(任意)
- (免税許可を得た役員等の数)
- ・免税許可を得た役員等の数  
(免税許可を得た役員の詳細)
- ・タイトル
- ・氏名
- ・生年月日
- ・団体での役職
- ・電話番号
- ・携帯電話番号(任意)
- ・Eメールアドレス(任意)
- ・住所
- ・郵便番号(英国居住者のみ)
- ・居住国(外国に住んでいる場合)
- ・過去 12 年間に住所変更の有無
  - 住所変更があった場合
  - ・旧住所
  - ・郵便番号(英国居住者のみ)
- ・国民保健への加入状況
  - 加入している場合
  - ・国民保健番号
  - 加入していない場合
  - ・IDカードまたはパスポート番号
  - ・発行国
  - ・有効期限
- (団体を運営する他の役員(責任者))
- ・団体を運営する他の役員(責任者)(要 2 名以上)  
(他の役員の詳細No1)
- ・タイトル
- ・氏名
- ・生年月日
- ・団体での役職
- ・電話番号
- ・携帯電話番号(任意)
- ・Eメールアドレス(任意)
- ・住所
- ・郵便番号(英国居住者のみ)
- ・居住国(外国に住んでいる場合)
- ・過去 12 年間に住所変更の有無
  - 住所変更があった場合
  - ・旧住所
  - ・郵便番号(英国居住者のみ)
- ・国民保健への加入状況
  - 加入している場合
  - ・国民保健番号
  - 加入していない場合

- ID カードまたはパスポート番号
- 発行国
- 有効期限
- (他の役員の詳細No2)
- タイトル
- 氏名
- 生年月日
- 団体での役職
- 電話番号
- 携帯電話番号(任意)
- Eメールアドレス(任意)
- 住所
- 郵便番号(英国居住者のみ)
- 居住国(外国に住んでいる場合)
- 過去 12 年間に住所変更の有無
  - 住所変更があった場合
    - 旧住所
    - 郵便番号(英国居住者のみ)
- 国民保健への加入状況
  - 加入している場合
    - 国民保健番号
  - 加入していない場合
    - IDカードまたはパスポート番号
    - 発行国
    - 有効期限
- (推薦者の任命)
- 団体を代表し Gift Aid 等の手続きをする人を外から任命したいか。
- (情報確認)
- 宣言(チェック)

※1 規制機関がない理由

- Established in England and / or Wales and under gross income threshold
- Parochial Church Councils under gross income threshold
- Uninformed youth groups
- No regulator in country of establishment
- Exempt or excepted
- Other

※2 Governing Document の種類

- Will
- Royal Charter
- Rules or constitution
- Memorandum and articles of association
- Other
- Trust deed

※3 資金調達の方法(複数選択可)

- Donations
- Fundraising
- Grants
- Membership subscriptions
- Trading income
- Trading subsidiaries
- Investment income
- Other

※4 団体の活動場所(複数選択可)

- England and Wales
- Scotland
- Northern Ireland
- UK Wide

- Overseas

※5 活動目的

- Relief of poverty
- Education
- Animal Welfare
- Health or saving of lives
- Citizenship or community development
- Relief of those in need
- Religion
- Amateur sport
- Human rights
- Arts, culture, heritage or science
- Environmental protection or improvement
- Promotion of efficiency in armed forces, police, fire and rescue service

## 5. 年次申告

**【年次申告の根拠】**

Charities (Annual Return) Regulations 2017 (2018年1月1日施行)

**【年次報告提出期限】**

会計年度後の10か月以内

**【申告に必要な書類】**

- 年次報告書
- 財務活動計算書(Income & Expenditure Account)
- 貸借対照表(Balance sheet)
- キャッシュフロー計算書(Cash flow statement)

※年間総収入額£2.5万の以上のチャリティ団体に限る(CIOは全法人要提出)。

**【申告書の内容】**

**Part-A**

(会計年度)

- 会計年度

(収入)

- 総収入額

(支出)

- 総支出額

(資金調達)

- 資金調達の有無

→資金調達をした場合

- ファンドレイザーと資金調達したか

- ファンドレイザーと協定を結んだか

- 民間関係者と資金調達したか

- 民間関係者と協定を結んだか

(助成金支給)

- チャリティ委員会に助成金支給を申告している場合,その事業は法人の公益目的に沿った内容か。

(行政からの契約収入)

- 契約書に基づいて行政より収入を得たか。

→収入を得ている場合

- 契約書を交わした数

- 契約書に基づいた合計契約額

(行政からの補助金)

- 行政寄り補助金を得たか。

→補助金を得た場合

- 補助金を受けた回数

- 受けた補助金の合計額

(海外からの収入)

- ・海外からの収入の有無
  - 収入があった場合
- ・収入元の国名
- ・収入源(他国政府機関,現地 NPO,不明収入)
- ・海外からの収入合計額

(外国での運営と支出)

- ・外国での活動実績の有無
  - 活動実績がある場合
- ・活動実績がある国名
- ・各国における支出額

(子会社)

- ・子会社の有無
  - 子会社がある場合
- ・チャリティの役員は子会社の役員を兼務しているか

(役員への報酬)

- ・役員はチャリティから受け取っているか
  - 受け取った場合
- ・報酬の内容(役員報酬,サービス提供報酬,その他報酬)
- ・役員辞任後,同団体に就職した人物の有無

(職員の利益)

- ・£ 60,000 以上の収入を得ている職員の有無
  - 収入を得ている場合
- ・下記の収入を得ている職員数をそれぞれに記入
  - £ 60,000 – £ 70,000
  - £ 70,001 – £ 80,000
  - £ 80,001 – £ 90,000
  - £ 90,001 – £ 100,000
  - £ 100,001 – £ 110,000
  - £ 110,001 – £ 120,000
  - £ 120,001 – £ 130,000
  - £ 130,001 – £ 140,000
  - £ 140,001 – £ 150,000
  - £ 150,001 – £ 200,000
  - £ 200,001 – £ 250,000
  - £ 250,001 – £ 300,000
  - £ 300,001 – £ 350,000
  - £ 350,001 – £ 400,000
  - £ 400,001 – £ 450,000
  - £ 450,001 – £ 500,000

- ・法人が提供した最高給取得者に対する評価(査定)の内容

(ボランティア)

- ・参加ボランティアの総数(理事を除く)

(財務管理)

- ・財務管理の再検査実施の有無

(安全防護対策)

- ・子どもや社会的弱者に対するサービス支援をしている場合,安全防護対策として役員,職員,ボランティアに対して DBS チェックを実施しているか

(CIO の年次報告と財務会計)

- ・CIO の場合,年次報告書と財務会計報告書のアップロード(CIO 以外はアップロード不要)

(宣言)

- ・役職
- ・氏名
- ・役割
- ・電話番号

- E メールアドレス

#### Part-B

(海外からの収入)

- 総収入が£ 25,000 以下のチャリティの場合,NPO 以外の外国の組織から支払われることの有無
- 外国の個人から寄附として支払われることの有無
- 総収入が£ 25,000 以上のチャリティの場合,NPO 以外の外国の組織から支払われることの有無
- 外国の個人から寄附として支払われることの有無
- (海外における運営と支出)
- 活動地が海外を含む場合,規制された銀行外での送金の有無
- 送金の実績がある場合,送金の手段の内容(キャッシュ宅配便,NPO,金融サービス業,非公式な送金システム,規制された銀行外でのオンライン送金,その他送金手段)
- 送金した資金について資金管理をしたか
- 役員は,海外における資金管理や運営についてリスク管理の徹底を図っているか

#### Part-C

(重大なインシデント)

- 会計年度中におけるチャリティ委員会に報告できていない重大なインシデントの有無(年次報告と財務会計)
- 年次報告書と財務会計報告書のアップロード
- 外部精査の有無

#### Part-D

(会計基準の種類)

- 年次申告の会計情報はチャリティ会計に基づくものか,総合会計に基づくものか

(収入と寄附)

- 総収入額
- チャリティの以下の収入源の詳細
  - 寄附や遺産
  - 収益事業
  - 投資
  - 公益目的事業
  - その他
- 「寄附や遺産」について,以下事項の詳細
  - 寄贈寄附(Endowments)を除く寄附と遺産
  - 寄贈寄附(Endowments)

(支出)

- 総支出額
- 以下の支出の詳細
  - 資金調達
  - 経営投資
  - 公益目的事業の実施
  - ガバナンスに係る費用
  - その他
- 「公益目的事業の実施」について,他機関への助成についての詳細

(その他利益と損失)

- 固定資産の再評価
- 確定給付型年金制度の実績利益と損失
- 投資資産の純益
- 上記以外の利益と損失

(資産と負債)

- 以下の資産価値についての詳細
  - 固定資産総額
  - 固定資産投資

|  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>- 流動総資産</li> <li>- 短期投資</li> <li>- 現金</li> <li>• 以下の資産価値についての詳細 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 流動負債</li> <li>- 固定負債</li> <li>- 確定給付型年金制度資産</li> </ul> </li> <li>• 純総資産<br/>(資金)</li> <li>• 以下の資産価値についての詳細 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 寄附資金</li> <li>- 拘束資金</li> <li>- 無拘束資金</li> </ul> </li> <li>• 資金の総額<br/>(追加情報)</li> <li>• 以下についての詳細 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 支援コスト</li> <li>- 減価償却費</li> <li>- 予備費(準備金)</li> <li>- 職員総数と当期平均職員数</li> </ul> </li> </ul> <p><b>Part-E</b><br/>(言葉の解釈) 省略<br/>※英文版は The Charities (Annual Return) Regulations 2017 を参照</p> |
|--|

## 6. 年次報告書の内容

|  |
|--|
| (小規模法人)<br><ul style="list-style-type: none"> <li>• チャリティの基本情報</li> <li>• チャリティの目標の概要</li> <li>• 主要な活動およびその目標に係るチャリティの達成率</li> </ul>   |
| (大規模法人)<br><ul style="list-style-type: none"> <li>• チャリティの基本情報</li> <li>• チャリティの目標の概要</li> <li>• 主要な活動およびその目標に係るチャリティの達成率</li> <li>• 主要な活動レビュー</li> <li>• 目的と目標の細目</li> <li>• 目的と目標を達成するために採られた戦略および活動の詳細</li> <li>• 設定された目的と目標の達成率の参照資料付での詳細</li> </ul> |

## 7. 変更申請

|               | 任意団体   | チャリティ会社   | CIO |
|---------------|--|---|-----|
| 申請先           | チャリティ委員会, 歳入関税局(HMRC)                          |   |     |
| 変更対象          | 法人名, 根本規則, 連絡先, 銀行口座, 法人形態, 主務官庁や役員など, 事業内容    |   |     |
| 変更申請時必要書類     | 決議内容<br>※根本規則の提出日が<br>CC に提出されて 60 日<br>後に施行。  | 決議内容<br>根本規則※(根本規則が変更される場合)<br>※決議後 15 営業日以内に根本規則と決議内容を<br>CC に送付 |     |
| 変更申請手続き       | チャリティによる情報更新(ウェブサイト)→チャリティ委員会による内部チェック→登録簿への反映 |   |     |
| 申請後待機期間(HMRC) | 30 日   |   |     |

(参考)チャリティ目的の種類(2006年法より)

- ① 貧困の防止および救済
- ② 教育の振興
- ③ 宗教の振興
- ④ 健康増進または生命の救助
- ⑤ 公民性およびコミュニティ開発の振興
- ⑥ 技芸,文化,遺産または学術の振興
- ⑦ アマチュアスポーツの振興
- ⑧ 人権,紛争解決もしくは和解の推進,または宗教的もしくは人種的和解または平等と多様性の推進
- ⑨ 環境保全および改善の振興
- ⑩ 他人の支援を必要とする若者,高齢者,病弱者,障害者,経済的貧困者その他不利な境遇にある者の救済
- ⑪ 動物愛護の促進
- ⑫ 国軍の能率または警察,消防,救助作業もしくは救急作業の能率の向上
- ⑬ その他法に定めるチャリティ目的

## チャリティ・リザーブ:回復力の構築

2023年6月14日更新

### 1. はじめに

#### 1.1 このガイドンスは何を対象としていますか？

このガイドンスは、会社、公益法人(Charitable Incorporated Organisations: CIO)、信託、または任意団体といった、あらゆる規模や種類のチャリティの理事を対象としています。

本ガイドンスでは、以下の点について説明します：

- ・理事が準備金に関して果たすべき責務
- ・「準備金」という用語の意味
- ・準備金ポリシーの重要性
- ・小規模および大規模のチャリティにおける準備金ポリシーの策定方法
- ・理事が、チャリティの年次報告書において、準備金ポリシーを「チャリティ推奨実務規範(SORP)(FRS 102)」および関連規制の要件を満たす形で報告する方法

なお、本ガイドンスで使用される専門用語の定義は、第6節に記載されています。

#### 1.2 「Must(しなければならない)」と「Should(することが望ましい)」の意味

このガイドンスにおいて：

- ・「must(しなければならない)」は、法的または規制上の要件や理事が遵守すべき義務を意味します。
- ・「should(することが望ましい)」は、チャリティ委員会が理事に期待する実務上の推奨事項を意味し、理事が自らのチャリティに適用すべき良い実践方法を示しています。

本ガイドンスで示されている良い実践方法を遵守することは、チャリティを効果的に運営し、問題を回避し、法的義務を果たすのに役立ちます。チャリティの規模や活動内容は多岐にわたるため、自らのチャリティの状況に照らし、どのように良い実践を適用するかを検討し、最適な方法を決定することが求められます。チャリティ委員会は、特に本ガイドンスの推奨事項を遵守しない場合、その理由を説明し、正当化できることを理事に期待しています。

場合によっては、良い実践を守らなければ、法的義務を果たせなくなることもあります。例えば：

| 法的義務                  | その実施の重要性                          |
|-----------------------|-----------------------------------|
| チャリティの最善の利益のために行動すること | 利益相反の問題を適切に処理すること                 |
| チャリティの資源を責任を持って管理すること | 適切な財務管理体制を整備すること<br>リスクを適切に管理すること |
| 合理的な注意と技能をもって行動すること   | 必要な場合には適切な助言を受けること(例え             |

|  |                                     |
|--|-------------------------------------|
|  | ば、土地の購入や売却、投資を行う際など、特定の場合には法的要件となる) |
|--|-------------------------------------|

法的義務に違反した場合、理事はその違反により生じた結果や、チャリティが被った損失に対して責任を問われる可能性があります。チャリティ委員会が信託や義務の違反、その他の不正行為や不適切な管理に関する事案を調査する際、理事が良い実践を守らず、結果としてチャリティやその資産、受益者に損害や不当なリスクをもたらした証拠を考慮することがあります。

## 2. 理事に対する主要なメッセージ

イングランドおよびウェールズにおけるチャリティの規制機関として、チャリティ委員会は、理事が以下の法的義務を果たせるように、準備金ポリシーを策定し、公表し、実施し、かつ適切に監視することを求めています。

- チャリティおよびその受益者の利益のために行動すること
- チャリティの資産を保護し、適切に管理すること
- 合理的な注意と技能をもって行動すること
- チャリティが説明責任を果たすこと

実際には、理事は以下の点に留意して準備金ポリシーを策定する必要があります。

### •準備金ポリシーの策定

- 準備金を保持する理由、または保持しない理由を十分に正当化し、明確に説明すること
- 受益者に提供する主要なサービスを維持するための計画を立てること
- チャリティのビジネスモデル、支出計画、潜在的負債、及び財務予測に伴うリスクを反映させること
- 特に脆弱な受益者、スタッフ、およびボランティアに対する計画外の事業閉鎖のリスクに対処すること

•準備金ポリシーの公表し(法的に義務付けられていなくても)、その内容がチャリティの状況に適合していることを確認すること。一般的な形式の表現に留まるのではなく、出資者、受益者、一般市民およびチャリティ委員会に対して、準備金の目的と使用のタイミングを具体的に説明する必要があります。

•準備金ポリシーを確実に実施し、運用すること

•変化する財務状況やその他のリスクを踏まえ、ポリシーの有効性を定期的に監視し、必要に応じて見直すこと

特に大規模なチャリティの理事には、年次報告書において、チャリティが直面するリスクとその管理方法に関する評価を公表することが求められています。

## 3. 準備金と準備金ポリシーの必要性の理解

### 3.1 準備金とは何か？

準備金とは、チャリティの自由に使用できる非制約付き資金のうち、チャリティの目的のために自

由に使用できる部分を指します。したがって、準備金の算出は、まずチャリティが保有する非制約付き資金の総額から始まります。しかし、チャリティの非制約付き資金の一部または全部が、自由に使用可能な状態にない場合もあります。これは、これらの資金を使用することが、チャリティがその目的を達成する能力に悪影響を及ぼす可能性があるためです。準備金から除外すべき項目は以下の通りです。

- チャリティの活動を実施するために使用される有形固定資産(例:土地および建物)
- 社会的投資
- 将来の重要な支出(例えば、将来の収入で賄うことができないプロジェクトの資金など)に備えて特別に取り分けられた指定基金
- 会計上、負債として計上されていない契約上の支出義務

### 制約付き資金(Restricted Funds)

制約付き資金は、準備金の定義に含まれませんが、その性質や額はチャリティの準備金ポリシーに影響を与える可能性があります。例えば、制約付き資金が多額に及ぶ場合、その制約の内容を考慮することが求められます。これにより、チャリティの特定の活動分野において準備金の必要性が軽減される場合があります。これらの要素と準備金ポリシーへの影響については、本ガイダンスの別紙2で詳述しています。

### 子会社が保有する準備金

チャリティが1つまたは複数の取引子会社を通じて事業を行っている場合、グループまたは連結会計が必要となることがあります。グループ会計では、チャリティとその子会社の活動および資源を示します。グループ会計が作成される場合、年次報告書においてグループ全体の活動状況が説明され、特に準備金の額には子会社の純資産が反映される必要があります。

## 3.2 準備金ポリシーの重要性とは？

準備金ポリシーは、既存および潜在的な出資者、寄付者、受益者、およびその他の関係者に対し、チャリティが特定の額の準備金を保持する理由を説明するものです。適切な準備金ポリシーは、チャリティの財務が適切に管理されていることを示すとともに、将来的な資金需要や組織の財務的持続力を示す指標として機能し、関係者に安心感を与えます。

チャリティ推奨実務規範(SORP)では、チャリティの年次報告書に準備金ポリシーを明記することが求められています。また、準備金ポリシーを持たない場合には、その旨を年次報告書に記載することが義務付けられています。

### 準備金ポリシーの詳細

チャリティがどの程度の準備金を保持するかを決定することは、財務管理および将来の財務計画において重要な役割を果たします。適切な準備金のレベルを定めない場合、以下のような問題が

生じる可能性があります。

- ・過剰な準備金を保有すると、資金が不必要に拘束されることになり、チャリティ活動に使用できる資金が減少し、チャリティが提供できる潜在的な利益が制約されることがあります。
- ・準備金が不足していると、財政的困難が生じた際に、将来的に活動を継続する能力が脅かされる可能性があり、計画外または不適切な事業閉鎖や破産のリスクが高まります。

すべてのチャリティは、自らに適した準備金の水準を設定し、その理由を関係者に明確に説明できる準備金ポリシーを策定する必要があります。

適切な準備金ポリシーは、出資者や寄付者、その他の関係者に対して、チャリティの財務が積極的に管理されており、その活動が持続可能であることを示す上で重要です。良い準備金ポリシーは、準備金が不確実性の管理にどのように役立てられているかを説明し、また、将来の購入や活動の資金に充てられる場合には、その使用目的や時期を明確に示すことが求められます。

特に、準備金ポリシーは以下の点で効果的です：

- ・準備金ポリシーは、チャリティが適切な資金管理を行い、財務を積極的に運営していることを示し、資金提供者に信頼感を与えます。
- ・準備金ポリシーを通じて、受益者、出資者、および一般市民に対し、チャリティが予期せぬ財政的困難に対処する能力を有していることを示します。
- ・出資者や助成団体に対して、特定のプロジェクトや活動を実施するための資金がなぜ必要であるかを説明します。
- ・チャリティが財務上の義務を履行できることを融資者や債権者に保証します。
- ・理由が説明されずに多額の未使用資金を年末に保有することによるチャリティの評判へのリスクを管理します。

準備金ポリシーを策定することは、チャリティ内部における財務管理の一環としても重要です。具体的には、以下の点で役立ちます：

- ・例えば、新規プロジェクトや活動の資金調達方法を検討する際に役立ちます。
- ・予算が均衡しているか、あるいは準備金を取り崩す必要があるのか、もしくは準備金を積み増す必要があるのかを評価します。
- ・将来の収入源に不確実性がある場合、その情報を提供し、計画に反映させます。

チャリティ委員会は、準備金ポリシーと財務計画を同時に策定することを推奨しています。戦略的計画と財務計画が準備金ポリシーの策定に影響を与え、またその逆も同様であるためです。例えば、予算を策定する際に、現金流入や流出のピーク時や低迷時が明確になり、その資金不足を準備金でどのように補うかをポリシーに反映させる必要があります。

### 3.3 準備金ポリシーはどのように策定すべきか？

準備金ポリシーの策定にあたって、単一の方法やアプローチは存在しません。ポリシーの策定方法は、チャリティの規模、活動の複雑性、法的構造、受け取った資金の性質によって異なります。しかし、いかなるチャリティであっても、準備金ポリシーを設定する際には、以下の点を考慮することが必要です。

- ・チャリティが受け取った資金および保有する資金の性質を検討します。資金が非制約付きの収入 (unrestricted income)か、制約付きの収入 (restricted income)か、あるいは基金 (endowment) であるのかを確認する必要があります。また、基金が支出可能な基金 (expendable endowment) であるのか、恒久的な基金 (permanent endowment) であるのかも考慮することが重要です。資金の性質を理解することで、チャリティのあらゆる目的に使用できる非制約付き資金を特定できるようになります。
- ・大規模なチャリティでは、形式的なリスク管理プロセスを備えていることが多いですが、すべてのチャリティは将来直面するかもしれない不確実性について考慮する必要があります。そのため、予期せぬ資金の要求や新たな機会に対応するための準備金の必要性を検討すべきです。
- ・大規模なチャリティでは、戦略的および業務的計画を策定することが一般的ですが、すべてのチャリティは将来の予算および将来のプロジェクトや単年度の収入では賄えない支出計画についても考慮する必要があります。
- ・理事が「準備金ゼロ」のポリシーを採用する場合、年次報告書にその旨を明記し、採用理由を説明しなければなりません。このようなポリシーは、予期せぬ支出や突然の閉鎖、理事の責任、収入不足、またはコスト管理の困難性に対する財務リスクを高める可能性があります。したがって、理事は準備金を保持しない代わりに、これらのリスクに対応する実現可能な代替手段を用意していることを示す必要があります。

これらの手順を経ることにより、理事はなぜ準備金を保持する必要があるのかを明確にし、効果的な運営のために必要な準備金の額を決定できるようになります。

一度準備金ポリシーを策定した場合でも、それを固定的なものとして捉えてはいけません。チャリティの状況や外部環境は時間とともに変化するため、理事は少なくとも年に1回、チャリティの計画プロセスの一環としてポリシーを見直す必要があります。また、準備金の額についても、年次の予算編成の過程で随時監視し、必要に応じて調整することが求められます。

本ガイダンスの別紙1では、主に基金や不動産を保有せず、確定給付型年金制度を運営していない、または取引子会社を通じて活動を行っていない小規模チャリティが使用できる準備金ポリシー策定のアプローチを提示しています。

本ガイダンスの別紙2では、より複雑な活動や組織構造を持つ大規模チャリティ向けに「統合的アプローチ」を提示しています。統合的アプローチとは、戦略的計画、業務計画、および予算編成と同時に準備金ポリシーを策定する手法を指します。このアプローチにより、例えば、予算編成の際に現金の流入や流出のピークや低迷時を明確にし、資金の不足を準備金で補う方法をポリシーに組み込むことが可能となります。

### 3.4 どの程度の準備金が必要か？

#### 簡潔な説明

すべてのチャリティにとって適切な準備金の水準や範囲を一律に定めることはできません。理事が設定する準備金の目標額は、個々のチャリティの特有の状況を反映すべきです。そのためには、まずチャリティが準備金を保持する理由を明確にし、これらのニーズを特定したうえで、どの程度の準備金を保有すべきかを検討することが求められます。

#### 詳細な説明

チャリティの準備金の目標額は、具体的な金額または目標範囲として設定することができますが、以下の要素を考慮して決定することが推奨されます。

- ・各収入源の信頼性および新しい収入源の開拓見込みを考慮して、現在および将来年度における収入水準の予測を行います。
- ・計画された活動をもとに、現在および将来年度の支出見通しを評価します。
- ・将来の収入のみでは予想される費用を賄えない可能性がある場合、これらのニーズやリスクを検討します。
- ・利用可能な証拠に基づき、収入が不足する可能性の程度を評価し、準備金が必要となる場合、その不足を補えない場合のチャリティに対する影響を考慮します。
- ・準備金を全く保持しない、または極めて低い水準に設定する場合、予期せぬ事業閉鎖や破産に備え、秩序ある事業終了を行うための戦略を策定する必要があります。特に、脆弱な受益者が存在する場合には、その受益者への対応を慎重に考慮する必要があります。

これらの要素を考慮せずに準備金を保有(または非保有)する場合、理事はなぜその額を保持しているのかを納得のいく形で説明することが難しくなります。

### 3.5 理事は目標とする準備金水準を維持・監視するためにどのような手順を取るべきか？

#### 簡潔な説明

準備金は、チャリティの効果的な運営を支えるために保持されるものです。理事は、準備金ポリシーおよび実際に保有している準備金の水準を定期的に見直す必要があります。また、年間を通じて準備金の水準を監視することで、過剰な準備金が蓄積されている、または準備金が予期せず急速に減少している状況にすぐ気づくことができます。

#### 詳細な説明

理事は、設定した準備金の目標額または目標範囲に対して、実際に保有している準備金を継続的に監視し、目標額との差異が生じた場合、その原因を明らかにすることが求められます。年度中に準備金が目標を下回ったり、逆に目標を大きく超えたりした場合、その原因が短期的なものであるのか、または長期的な問題に起因するのかを検討し、必要に応じて準備金を補充する、または適切に支出するなどの対応が必要です。

理事による準備金の監視は、年末の手続きだけに限られるべきではありません。年度内における準備金水準の変化は、チャリティの財務状況の健全性を示す重要な指標となり、潜在的な問題を早期に発見する手がかりとなります。したがって、準備金の水準は、通常の監視および予算報告プロセスの一環として、年間を通じて定期的に確認することが推奨されます。

特に、理事は以下の点に注意して準備金を管理する必要があります：

- ・理事は準備金を取り崩した理由を理解し、必要であればどのような是正措置を講じるべきか検討します。
- ・理事は準備金が目標を大きく上回った理由を理解し、必要であれば是正措置を講じることを検討します。
- ・それが一時的な状況によるものか、長期的な要因に起因するものかを評価し、場合によっては財務および準備金ポリシーの全体的な見直しを行います。
- ・これらをチャリティの財務管理の一環として位置づけ、組織の変化や戦略に対応できるようにします。
- ・組織の活動や戦略が変化する際に、準備金ポリシーが引き続き適切であるかどうかを確認します。
- ・準備金ポリシーまたは準備金水準に著しい変更があった場合、年次報告書の準備金に関する記述を更新する必要があります。

なお、準備金が極めて少ない、または準備金を全く保有しておらず、財務的な困難に直面しているチャリティは、「チャリティの財務管理：計画、財務の困難への対応、破産管理(CC12)」に関するガイダンスを参照することが推奨されます。

## 4. 年次報告書における準備金の説明

### 4.1 年次報告書におけるチャリティの準備金ポリシーの説明

#### すべてのチャリティに求められる要件

すべてのチャリティは、年次報告書において準備金ポリシーを明記し、保有している準備金の水準およびその理由を記載しなければなりません。準備金ポリシーを策定していない場合は、その旨を年次報告書に記載する必要があります。

また、特定の用途のために「指定された基金(designated funds)」を保有している場合には、準備金ポリシーにおいて、その金額および指定された目的を明示し、将来の支出のために確保されている場合には、その支出の時期についても説明することが求められます。

#### 大規模チャリティに求められる要件

大規模チャリティ(年収入が50万ポンド以上のチャリティ。これはチャリティ推奨実務規範(SORP)(FRS 102)で定義される)には、より高いレベルの公共に対する説明責任および資金管理に関する報告が求められます。そのため、年次報告書において、以下の追加情報を含めることが推奨されます。

- ・チャリティが報告期間の終了時点で保有する総資金額を明記します。

- ・期末時点で、チャリティの一般目的には使用できない制約付き資金の額を特定し、明示します。
- ・期末時点において、指定された資金またはその他の方法で使用が制約されている重要な資金がある場合には、その額と目的を説明します。
- ・期末時点における、指定された資金またはその他の制約された資金の支出の時期を明示します。
- ・期末時点において、有形固定資産の売却によってのみ資金化できる基金の額を明記します。
- ・制約付き資金、指定された資金、未計上の負債、または機能的資産の帳簿価額などを考慮したうえで、チャリティが期末時点で保有する準備金額を示します。これにより、準備金が実質的にどの程度自由に使用できるかを示す必要があります。
- ・実際に保有している準備金額と、理事が将来の活動計画に基づいて設定した準備金ポリシーとの整合性を比較し、相違がある場合には、その原因と調整のために取るべき措置について説明します。

大規模チャリティは、これらの情報を報告することにより、将来の活動に必要な準備金水準を明確にし、公共および出資者に対して高い透明性を提供することが求められます。

#### 4.2 チャリティが準備金を保有していない場合または過剰な準備金を保有している場合

理事がどのような準備金ポリシーを採用している場合でも、その正当性は受益者、出資者、そして規制当局であるチャリティ委員会に対して説明できるようにする必要があります。

##### 準備金がない、または不十分な場合

チャリティによっては、準備金を一切保持しない方針を選択することもあります。例えば、理事が毎年の収入をすべてチャリティ活動に充てる予算を立てる場合や、特定の資金提供源の条件により、準備金として資金を確保することが認められていない場合などが該当します。

しかし、準備金を一切保持しないことは、予期しない支出の発生や収入不足、コスト管理の困難といった財務リスクを招く可能性があります。そのため、「準備金ゼロ」のポリシーを採用する理事は、そのような方針に伴う財務上およびその他のリスクを慎重に検討し、そのポリシーを年次報告書で説明しなければなりません。

理事は、チャリティおよび受益者が直面するリスクとその管理方法に基づいて準備金ポリシーを策定すべきです。準備金を保持しない理由や、準備金が多すぎる状況下でどのように対応しているかについて、準備金ポリシーで正当化することが求められます。理事の準備金ポリシーがどのようなものであれ、その正当性を受益者、出資者、チャリティ委員会に対して明確に説明できることが重要です。

一部のチャリティでは、ある程度の準備金を保持することが妥当であると判断しても、その目標額に達することができない、あるいは全く準備金を積み立てられない場合があります。特に新設されたチャリティにおいてはこの状況が一般的です。チャリティ委員会は、資源不足のために準備金を確保できないチャリティの存在を認めています。たとえ準備金を持たない場合であっても、準備金ポリシーを策定することを求めています。

もしチャリティが必要とされる準備金を持っていない場合、それはリスクにさらされやすい状態であ

ることを意味します。その場合、理事は積極的に以下のような方法を用いて対応する必要があります。

- ・準備金ポリシーを実行に移す
- ・必要な資金を調達する
- ・資金源の多様化を図る
- ・予期せぬ閉鎖に備えてリスクを緩和する

### 準備金が過剰であるように見える場合

チャリティが過剰な準備金または未使用の資金を保有している場合、出資者、受益者、あるいはチャリティ委員会からその資金水準が過剰であると見なされることがあります。これは、以下の 2 つの理由によることが一般的です。

理事が準備金を保持している理由を十分に説明していない場合

例えば、チャリティが一般的な形式の準備金ポリシーを使用している場合、そのポリシーではチャリティ固有の状況やなぜ未使用の資金を保有しているのかを十分に説明できていない可能性があります。このような場合、準備金ポリシーがチャリティのニーズに適合しているかを再確認する良い機会と捉えるべきです。

資金を有効活用するのが困難な場合

過剰な準備金または未使用の資金を抱えている場合、その原因を明らかにし、例えば、受益者の利用を促進して、チャリティのサービスをより多くの人に届けることができないか検討する必要があります。

最終的に、チャリティがその目的を達成するのに必要以上の資金を保有している場合、理事はチャリティの目的を修正し、より効果的に活動できるようにすることを検討しなければなりません。

## 5. 準備金に関するその他の質問

### 5.1 チャリティは準備金を投資することができるか？

#### 簡潔な説明

はい、準備金を投資することは可能です。ただし、準備金はその性質上、短期から中期的に必要とされる資金であることが多いため、理事は必要なときにすぐに現金化できる形で投資を行うよう注意する必要があります。

#### 詳細な説明

毎年、準備金として多額の資源を保持している場合、理事はその一部または全部を投資し、チャリティのために財務的なリターンを得られるかを検討すべきです。投資の決定を行う際には、準備金が必要とされるタイミング（投資の流動性）および許容できる投資リスクの水準を考慮する必要があります。

採用される投資方針は、準備金の一部または全部に早急にアクセスする必要性が生じる可能性についての理事の判断を反映しなければなりません。特定の投資は、長期保有向けの資産であり、短期的または急を要する現金の必要性がある場合には、不適切であったりリスクが高すぎたりする可能性があります。

例えば、少額の準備金を運用するチャリティの場合、投資方針は非常にシンプルであり、準備金を英国の銀行や住宅ローン組合 (Building Society) に預け、チャリティの当座預金口座とリンクされた利付口座に保有し、即日振替可能な状態にしておくことが考えられます。

一方、保有する準備金が多額であり、そのすべてまたは一部を預金以外の幅広い投資対象に配分することを決定した場合は、なぜ準備金を保有しているのか、そしてその準備金をどの程度迅速に利用する必要があるかについて、より詳細な分析が必要となります。これには、準備金が必要となるリスクや、現金を必要とする可能性がある期間についてのより深い検討が含まれます。現金以外の資産への準備金の投資は、より高い投資リスクを伴う場合があります。例えば、株式や社債への投資は、より高い投資リターンをもたらす可能性がある一方で、損失リスクも大きくなります。

法定監査の対象となるチャリティは、チャリティ推奨実務規範 (SORP) および関連規制に基づき、年次報告書で投資方針を明記する必要があります。この方針には、投資の目的や、その目的に対する投資実績を含めなければなりません。この要件は、準備金として投資された資金にも適用されます。投資に関するさらなるアドバイスについては、チャリティ委員会のガイダンス「Charities and Investment Matters: a guide for trustees (CC14)」を参照してください。

## 5.2 準備金を保持および報告するための法的根拠とは？

### 簡潔な説明(法的要件)

一部のチャリティでは、定款や規約に準備金を保持する権限が明記されていますが、その他のチャリティは、法的に認められた暗黙の権限に基づいて準備金を保持することができます。理事は、準備金を保持することがチャリティの最善の利益になると判断できる場合に、これらの権限を行使することができます。その際、チャリティの準備金ポリシーには、理事の判断に至った理由を反映させることが求められます。特に、法人格を持たないチャリティの理事は、信託法における「収入として受け取った資金は合理的な期間内に支出されるべき」という原則とのバランスを検討する必要があります。

### 詳細な説明

チャリティの理事には、受け取った収入を合理的な期間内に支出する法的義務があります。理事は、この収入をチャリティの活動に使用する、チャリティの業務に活用するための資産を取得する、または日常的な運営費を賄うために使用することができます。収入を直ちに支出するのではなく準備金として保持する場合、理事は、明示された権限または暗黙の権限に依拠して準備金を保持しなければなりません。そして、その権限はチャリティの最善の利益のために行使されなければなりません。

チャリティの定款または規約に、収入を準備金として保持するための明確な法的権限が記載され

ている場合もあります。このような明示された権限はあまり一般的ではありませんが、念のため、定款や規約にそのような権限が記載されているか確認することが推奨されます。

より一般的なケースとしては、理事が「暗黙の権限」に基づいて準備金を保持することが挙げられます。暗黙の権限は、定款や規約に明記されているわけではありませんが、理事の職務に内在する権限として認められ、チャリティが適切に機能するために必要な行為を取ることを可能にするものです。

理事が収入を準備金として保持することを正当化できるのは、明示された権限であれ、暗黙の権限であれ、その判断がチャリティの最善の利益に資すると考えられる場合に限られます。

理事は、準備金を保持する権限を適切に行使しなければなりません。正当な理由なしにこの権限を行使すると、収入を準備金として保持することが「信託違反 (breach of trust)」に該当する可能性があります。また、年次報告書において準備金ポリシーについて適切な報告を行わない場合、理事がその法的権限を正しく行使していないことを示唆することになります。適切な報告を行うことにより、準備金を保持する法的権限が正当に使用されていることを示すことができます。

### 5.3 理事は収入基金を積み立てることができるか？

チャリティの収入を資本基金に追加する権限は、収入を準備金として保持することとは区別されるべきです。一部のチャリティには、定款や規約において、チャリティの収入を資本基金に追加する権限が明示されていることがあります。このような権限がない限り、理事が収入を資本基金に積み立てることはできません。

もし、特定の権限なしに資金を積み立てた場合、それらは引き続き「収入基金」と見なされ、準備金として計上されます。この場合、これらの積み立てられた収入基金は非制約付き基金として扱われ、年次報告書で準備金として報告される必要があります。

### 5.4 準備金を保持する際に関連する税務上の問題とは？

正当な理由に基づいて準備金を保持している場合、通常、税務上の悪影響はありません。

多くのチャリティが受け取る収入は、収益がチャリティ目的のためにのみ使用されることを条件に、所得税および法人税の免除対象となっています。詳しくは、英国歳入税関庁 (HM Revenue & Customs) から提供されている情報をご参照ください。

### 5.5 準備金がある場合の資金調達および助成金・契約の申請

#### 簡潔な説明

資金調達を行う際には、理事はチャリティがなぜ資金を必要としているのかを公正かつ透明に示し、一般の人々の信頼を維持することが重要です。もしチャリティが過剰な準備金を保有している場合、理事は資金の緊急性や必要性を誤って伝えないように注意しなければなりません。

また、助成金の申請や契約入札を行う際には、資金提供者がチャリティの準備金ポリシーを理解できるようにし、そのポリシーが現在の準備金額をどのように正当化しているかを説明することが求められます。

## 詳細な説明

すべてのチャリティは、資金調達の呼びかけが自団体の財務状況を正しく反映していることを確認する責任があります。これは、一般の寄付、法人寄付、遺贈、助成金、またはその他の収入を対象とし、広告、ダイレクトメール、対面、またはその他の手段で資金調達を行う場合でも同様です。

チャリティが広く「多額の準備金を保有している」と認識されている場合、さらに資金を求める呼びかけは、必要のない資金を求めていると受け取られ、反感を招く可能性があります。したがって、資金調達の呼びかけ文を作成する際や、その呼びかけに対する反応に対応する際には、理事はチャリティの資金需要の規模や緊急性について誤解を招かないよう慎重を期す必要があります。

一部のチャリティは、資金提供者から準備金の見方について誤解を受けやすい場合があります。準備金が過剰であると見なされる場合、チャリティに追加の資金が必要ないと判断されることがあります。一方、準備金が不足していると見なされる場合、財務状況が不安定で、チャリティが財政的な困難や破産のリスクにさらされていると判断され、資金提供を拒否される可能性があります。

理事は、以下の点を示すことにより、準備金ポリシーを資金提供者に説明できるようにしておくべきです。

- ・準備金は明確なポリシーに基づいており、その資金の用途が明確に理解されていること
- ・財務上の問題を回避するために、チャリティは十分な準備金を保持していること
- ・準備金は戦略的、業務的、予算的計画において不可欠な要素であること
- ・チャリティが準備金水準について透明性を確保していること

助成金や契約の申請を行う場合には、理事は以下の点を確認することが重要です。

- ・資金提供者の「申請者の準備金に対する方針」を理解すること
- ・チャリティの準備金ポリシーおよび準備金額の根拠を説明する機会を見つけること
- ・チャリティの準備金ポリシーおよび準備金額を、資金提供者にとって理解しやすい形で提示すること

これにより、資金提供者がチャリティの財務状況および資金ニーズを正しく理解できるようになります。

## 6. このガイダンスで使用される専門用語

本ガイダンス全体で使用される用語は、以下に示す特定の意味を持つものとして解釈されるべきです。

- ・年次報告書(Annual Report): 2011年チャリティ法(Charities Act 2011)の改正に基づいて作成された理事による年次報告書。
- ・チャリティ推奨実務規範(Charities SORP (FRS 102)): 英国およびアイルランド共和国に適用される財務報告基準(FRS 102)をチャリティにどのように適用するかについてのガイダンスを提供するものです。理事の年次報告書および発生主義(accrual basis)に基づく会計を作成する際の推奨実務を定めています。2016年1月1日以降に開始される財務年度については、SORP (FRS 102)と

更新された「Update Bulletin 1」が併用されます。なお、収入支出会計(Receipts and Payments Accounts)を採用しているチャリティには適用されません。

・指定基金(Designated Funds):理事が特定のプロジェクトや用途のために管理している非制約付き資金の一部。ただし、法的な制約や義務を伴うものではなく、理事の判断により後からこの指定を取り消すことができます。

・基金(Endowment Funds):理事が法的に投資することを求められる、またはチャリティの目的のために保有し続けることを義務付けられている資金。基金は「支出可能な基金(Expendable Endowment)」または「恒久基金(Permanent Endowment)」のいずれかに分類されます。

・支出可能な基金(Expendable Endowment):理事が資産(例:土地、建物、投資、または現金)を「収入」に転換できる権限を持つ基金を指します。理事が収入として使用するまでは、基金は収入として扱われません。

・定款・規約(Governing Document):チャリティの目的および通常はその管理方法を定めた文書。信託証書、定款、譲渡証書、遺言、定款および協定書、王室認可状(Royal Charter)またはチャリティ委員会のスキーム(Scheme)がこれに該当します。

・収入および収入基金(Income and Income Funds):チャリティが受け取ったすべての資源で、理事が合理的な期間内にチャリティの目的のために使用しなければならないもの。収入基金は「非制約付き(Unrestricted)」または「制約付き(Restricted)」のいずれかの目的のために使用されます。

・重要性または重要な基金(Material or Materiality):理事または監査人・独立審査人が、基金の金額や規模が全体の資金(非制約付きおよび制約付き)に対して重要と判断した場合、その誤記または省略が会計報告書の読者にとって理解を損なう可能性がある基金を指します。

・恒久基金(Permanent Endowment):チャリティが保持し、支出することができない資産(例:現金、土地、建物、その他の資産)で、次の2種類があります。

-投資用に寄付された資産:投資収益のみを支出可能。

-特定目的のために寄付された資産:特定の用途(例:学校やレクリエーション施設のために寄贈された土地)に使用されるべきもの。

・規制(Regulations):2008年の「慈善団体(会計および報告)規制(The Charities (Accounts and Reports) Regulations 2008)」は、理事の年次報告書および会計報告書の形式および内容、ならびにチャリティの監査および会計手続きを定めています。この規制は、会社法に基づいて設立された慈善会社および非会社型のチャリティの会計期間が2008年4月1日以降に開始される場合に適用されます。

・制約付き資金(Restricted Funds):特定の信託に基づいて使用される資金を指し、寄付者による条件、または法的手続きにより設定される場合がありますが、チャリティの目的に沿ったものである必要があります。制約付き資金には、理事が特定の活動に使用する裁量を持つ「制約付き収入基金」や、法的に投資を維持する必要がある「基金」などが含まれます。

・リスク(Risk):イベントやその結果に関連する不確実性であり、重大な財務的影響を及ぼす可能性があります。本ガイダンスでは、チャリティのあらゆる業務に影響を与える可能性のあるリスクを指します。

・社会的投資 (Social Investment) : チャリティの資金または資産を活用して、以下の2つの目的を同時に達成することを目指す投資:

- チャリティの目的を直接達成すること
- 財務的リターンを得ること

・法定監査 (Statutory Audit) : チャリティ法において、一定の収入および資産額を超えた場合に実施が義務付けられている監査。監査は、会社の監査人として資格を持つ者、または規制に基づいてチャリティ委員会に承認された者によって行われる必要があります。

・子会社 (Subsidiary Trading Company) : チャリティが所有する、またはその過半数を所有する非チャリティ型の取引会社で、チャリティに代わって取引活動を行います。

・理事 (Trustee) : チャリティ理事を指します。理事は、チャリティの運営および管理を担当する者であり、定款や規約では「理事会」「管理委員」「運営委員会」「ガバナー」または「取締役」と表記される場合があります。

・非制約付き資金 (Unrestricted Funds, 含む指定基金) : 理事がチャリティの目的のために自由に使用できる収入および収入基金。非制約付き資金の一部を特定のプロジェクトに充当することを指定した場合でも、その指定は管理上のものであり、法的には理事が自由に使用できる資金として扱われます。

# 英国におけるチャリティセクターの動向 報告書

---

2024年11月発行

発行 公益財団法人 公益法人協会  
〒113-0021 東京都文京区本駒込 2-27-15  
TEL:03-3945-1017 FAX:03-3945-1267

©2024

URL: <https://www.kohokyo.or.jp/>

---